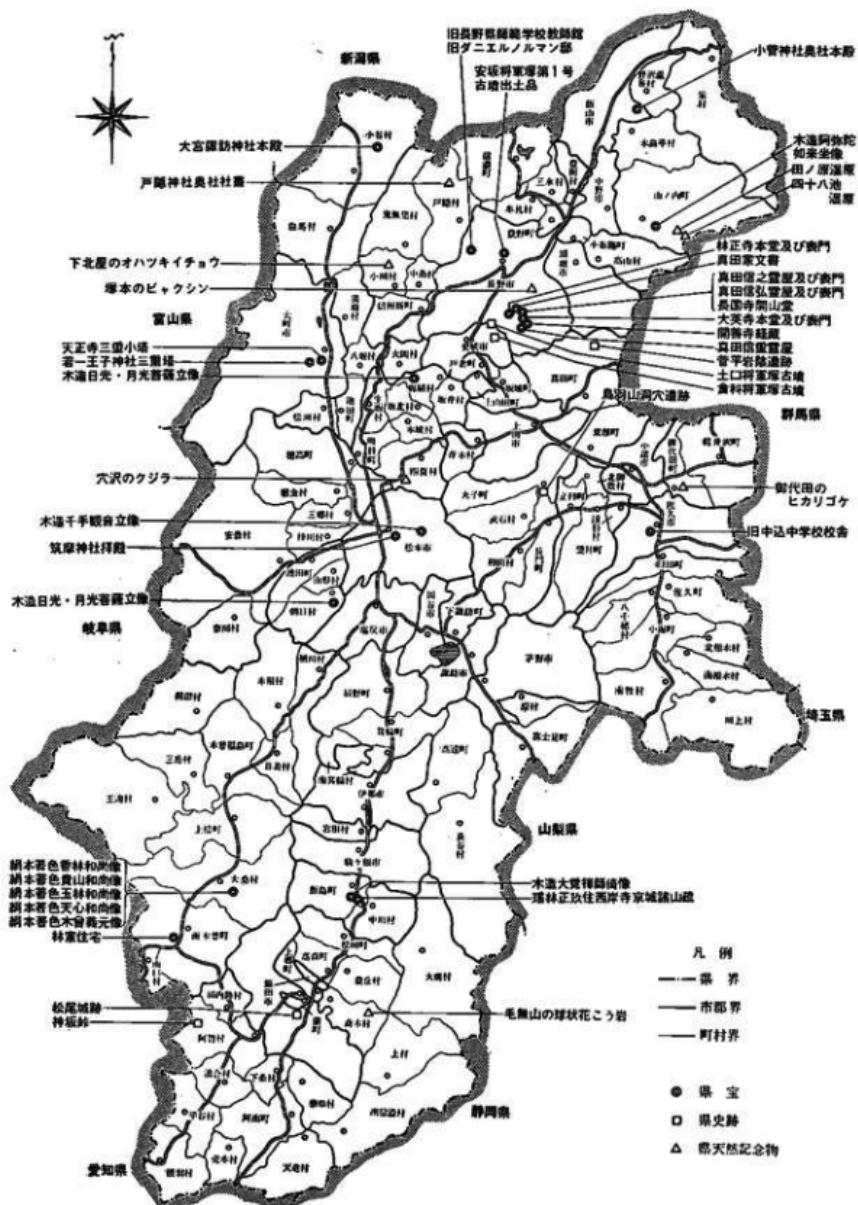


# 長野県指定文化財調査報告

## 第八集



長野県教育委員会



長野県指定文化財  
調査報告 第八集

長野県教育委員会

目 次

まえがき

長野県宝

小菅神社奥社本殿	一
若一王子神社三重塔	二
天正寺三重小塔	三
筑摩神社拜殿	四
大宮諏訪神社本殿	五
旧中込学校校舎	六
大英寺本堂及び表門	七
真田信重靈屋	八
林正寺本堂及び表門	九
真田信之靈屋及び表門	十
長國寺開山堂	十一
開善寺經藏	十二
木造阿弥陀如来坐像	十三
絹本着色香林和尚像	十四
絹本着色玉林和尚像	十五
絹本着色天心和尚像	十六

網本著色木曾義元像

旧長野県師範学校教師館

旧ダニエルノルマン邸

木造千手觀音立像

瑞林正次住西岸寺京城諸山疏

林家住宅

真田家文書

安坂将軍塚第一号古墳出土品

木造大覚禪師倚像（西岸寺所藏）

木造日光菩薩立像・木造月光菩薩立像（福満寺所藏）

木造日光菩薩立像・木造月光菩薩立像（光輪寺所藏）

### 長野県史跡

鳥羽山洞穴遺跡

神坂跡

松尾城跡

菅平唐沢岩陰遺跡

土口將軍塚古墳

倉科將軍塚古墳

### 長野県天然記念物

御代田のヒカリゴケ

四十八池湿原

田ノ原湿原

六沢のクジラ化石

戸隠神社奥社社叢

下北尾のオハツキイチヨウ

塙本のビヤクシン

毛無山の珠状花こう岩

一〇三

一〇二

一〇一

長野県指定文化財

長野県教育委員会告示

まえがき

本調査報告は昭和三十七年から同五十年までに指定した物件のうち、長野県宝二十九件、長野県史跡六件、長野県天然記念物八件、計四十三件を収録したものである。調査及び刊行にあたっては、多くの方々から御協力をいただいたが、特に地元の市町村教育委員会、所有者から多大な御配意をいただき感謝申しあげる。

昭和五十二年三月

長野県教育委員会

長

野

県

宝

# 小菅神社奥社本殿

所在地

飯山市大字瑞穂字内山七、一〇三

交通

飯山線信濃平駅

## 構造及び形式

桁行四間、梁行四間、入母屋造、妻入、後部洞窟内に入る。銅板

葺

規模 桁行三尺一寸一分 梁行三尺一寸一分

## 建築の年代及び沿革

奥社本殿の創立は明らかではないが、組物、木鼻、彫木の様式からみれば、室町時代中期以前に属するものと思われる。本殿内に安置する宮殿二基（他の一基は新しい）は、室町時代の様式を示し、社蔵記録の「永正五年成就」として該当するものと考えられる。社殿は様式的には宮殿より古く、室町中期以前のもので、天正の墨書きの修造を示すものであろう。

この神社は、修驗道に属するものであつて、この種の社殿の古い遺構は他に例がなく、貴重な建物といふことができる。

## 発見墨書き等

（内陣柱墨書き）

宝徳之驗延（これより以下は削られる）

此宝徳之縁延宝六年マデ（右に同じ）

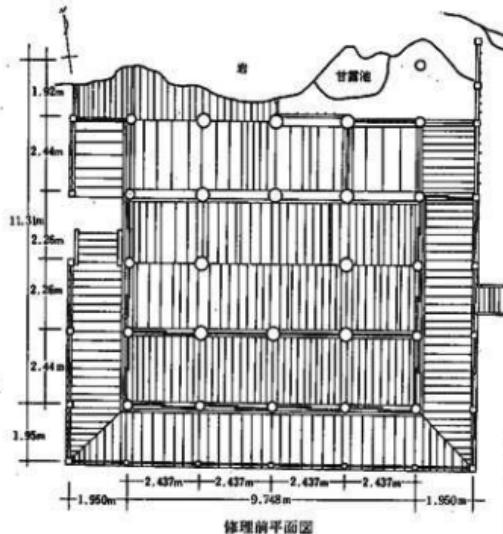
（小菅社記）

社頭内ニ記



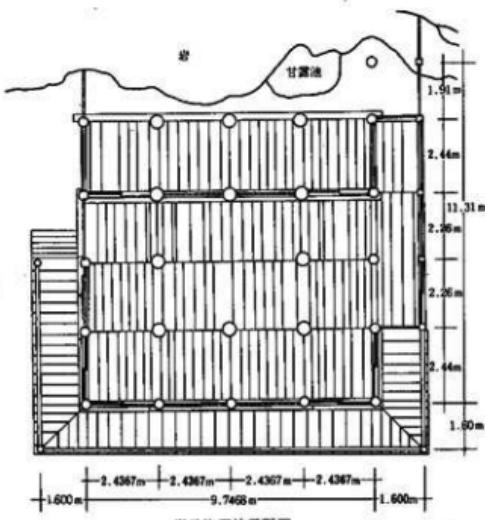
奥院三社頭造立永正五年九月成就

別當 大聖院證叶



世話方 井ノ坊住弘澄  
奥院  
天正十九年卯四月再興修造成就  
大工棟梁越中國新川郡  
別当井末十八坊  
右大工一首ノ歌写シアリ  
小野源之丞

・小音神社奥社本殿及び宮殿二基は昭和三十七年七月十二日重要文化財に指定された。



古歌  
うくひすの声なかりせは  
雪消ぬ山さといかで  
春をしらまし  
小野政高敬白

# 若一王子神社三重塔

所在地 大町市大字大町二、〇九七  
交通 大糸線信濃大町駅

## 構造及び形式

三間三重塔、柿葺、礎石自然石、円柱（床下八角）、足固貫、腰貫、内法貫、縁長押、腰長押、内法長押、台輪、和様三手先組、内備初重本幕股（彫刻入）一、三重ばち束、二軒繁垂木、風鈸付、四周木口縁、縁束角、水貫（隅板貫なし）、二、三重腰組三斗、はめ高欄、中央間初重棟唐戸、二、三重板扉、脇間板壁、西面のみ首連子、相輪をのす、素木造、内部板敷、折上格天井、心柱は二重まで、四天柱内の仏壇上五智如来安置（東向）

## 規模

桁行 一丈三尺七寸六分 積行 一丈三尺七寸六分

## 建築の年代及び沿革

### 棟札写

・宝曆五年のもの

(表) 寶曆五年之歲

當世活人

組頭

幅 上部 一二〇、〇センチメートル  
下部 一八、五センチメートル

長さ 九三、〇センチメートル

町年番

西澤平治 同 曾根原三郎左衛門  
伊藤十右衛門 同 曾根原太郎 平林左五郎門  
七左エ門 深野次郎右エ門

松木 菲大工  
同 曾根原三郎左衛門

宝永の棟札（現在不明）及び金原文書により宝永六／八年（一、七〇九／一）金原又七、同作助機矩の作で、木喰上人により建てられたことがわかる。数回の修理を経ているが、縁、建具以外は当初のままと見てよからう。

現在は東向きに五智如来を安置し、東に簡単な木階を付しているが、西面のみ脇間を盲通子としているから西正面であろうか。江戸中期の塔としては形も整い落着きある姿で本殿が変わった手法をとっているのに反し、本格的な手法で終始している。金原一門の作として保存すべきものである。なお、金原文書の塔の図、木割書もあり貴重なものである。

現在は東向きに五智如来を安置し、東に簡単な木階を付しているが、西面のみ脇間を盲通子としているから西正面であろうか。江戸中期の塔としては形も整い落着きある姿で本殿が変わった手法をとっているのに反し、本格的な手法で終始している。金原一門の作として保存すべきものである。なお、金原文書の塔の図、木割書もあり貴重なものである。

奉塔墓替修復 二重目 中野善六 矢澤市左衛門 同 平林九左衛門 百瀬新右衛門 同 伊藤安右衛門

清左門  
善兵工

佐五右エ門代役  
平林九右エ門

三重日 大町村 百瀬新右エ門 平一代役 西澤伝治郎

栗林五郎右  
福島孫三郎

大庄屋

十月十四日  
安光五左衛門

浅野佐工門

同栗林七良兵工

卷

宝曆五年  
乙亥三月二十二日  
十月十四日済み

盛唐書之花押

謀勇齋

曾根原庄左二門

文化五年のもの

三

大庄屋	栗林弥右門	長百姓	栗林忠次
同	横沢仁兵衛	同	平林佐五衛門
庄屋	合木覺左衛門	同	曾根原庄右衛門

卷之三

組頭 橋沢善助 同 浅野久右衛門

卷之三

同 桃木兄弟  
同 伊藤久左衛門  
同 福島孫三郎  
常人足王子

同曾根原勘兵衛

兵  
部

□□藏人代

2

。文政十二年のもの

(表)

當社三重塔造營者寶永年中帰命山  
中興木食故信上人及當所惣氏子中  
発願之切成至於文政十二己丑年一  
百二十午過々而相續今奉幕替并修  
慶成就依之令入佛供養者也。社僧  
神宮寺明益于時文政十二己丑十一  
月十日彌智寺瑞明

大庄屋  
西沢九之丞

年寄  
栗林五良右エ門

長さ  
九五、〇センチメートル

造立棟梁

同  
栗林七良右エ門

同  
曾根原伊右エ門

金原作助孫

庄屋  
浅野治良右エ門

同  
曾根原七左エ門

金原永左エ門

同  
曾根原勘兵衛

同  
曾根原六左エ門

曾根原甚五郎

組頭  
伊藤與兵衛

同  
曾根原三右門

福島孫三郎

同  
伊藤治良左エ門

同  
福島庄助

平川仲五良

同  
曾根原清左エ門

同  
浅野太兵衛

宮世話

同  
福島伊八

同  
西沢伊八

木司

。安政六年のもの

(表)

安政六年  
星

六月摩何吉祥日

春塔蓋替  
二重  
修復

三重

彌智寺住隆明伝阿  
同寺々貢言

同

同

同

栗林政エ左エ門

組頭

西沢平治

大工當所

曾根原甚五郎

庄屋  
平林左五右エ門

同  
福嶽政右エ門

年寄  
浅野治郎右エ門

同  
曾根原庄左エ門

栗林勢治右衛門

幅  
一八、五センチメートル

長さ  
九三、五センチメートル

西沢伊八

早川仲五良

宮世話

木司

西沢伊八

大工當所

曾根原甚五郎



(裏)



同 同 同 同

浅野太兵衛  
曾根原清左右門  
曾根原庄太郎  
曾根原七左衛門

山岸半五郎  
曾根原吉兵衛  
栗林和右衛門

屋根師  
生坂邑  
平林勘五郎



## 天正寺三重小塔

所在地

大町市大字大町四、七二九

交通

大糸線信濃大町駅

### 構造及び形式

三間三重塔、とち蓋、土台を組みその上に柱継束を立てる。柱円柱（床下八角）腰長押、内法長押、頭貫、台輪、和様三手先、下ごし大斗下に皿斗状のものを付す。中備はち東（初重中央間なし）、初正面中央間のみ両開障子戸、他は板壁、一軒繁垂木、風鐸付、初重縁束角柱面取、水貫、木口縁（隅板首なし）。一・三重腰供三

斗、高欄なし、相輪に露盤はなく、伏鉢、受花、九輪（五輪まで有り六輪以上は亡失している）、内部板敷、來迎柱（金箔）、來迎壁木部彩色を施す。

規 模 柱行一尺三寸七分六厘 檻行一尺三寸七分六厘

### 建築の年代及び沿革

若一王寺神社三重塔の模型と伝えているが、縁束を柱心に合せる点は若一王子神社三重塔と同じく古風であるが、腰長押なく、蓋板を用いず、大斗に皿斗があり、実肘木を通しにするなど、細部においても異なり、柱間の割り方も全然違っているから、この所伝は疑わしい。

年代は明らかでないが江戸中期のものとしてよからう。類例の少ない小塔として保存する価値がある。

# 筑摩神社 拝殿

所在地

松本市大字筑摩  
籠ノ井線松本駅

交通

## 構造及び形式

桁行三間、梁間三間、入母屋造、妻入、一間向拝付、柿葺、南面、切石基礎の上に土台を回らし、面取角柱を立て足固貫、頭貫（木鼻付）を通し縁長押、内法長押を打つ、組物平三斗、実肘木（絵様縁形付）、中備正背面中央間のみ本垂木（彫刻入）、軒（わらまき）一軒碌（わらまき）、垂木、軒付一重。

正面中央引分け、左右はめ殺し、東側面第一間引違い、背中央間両開き格子戸、他は腰板壁に上部蓋戸、向拝角柱面取、虹梁形頭貫（象鼻付）出三斗実肘木（絵様縁形付）中央本垂木（彫刻入）側柱との間繫虹梁、四方木口縁、縁束角、水貫、東側のみ木階を設く、左右脇障子、妻筋廻格子、かぶら懸魚（ひれ付）、瓦棟、鬼板（ひれ付）、内部板敷、棹縁天井、彩色、組物、木鼻、蓋板に彩色あり。

規 模 桁行五、四メートル、梁行五、四メートル

## 建築の年代及び沿革

当社は延暦年間の創立と伝え、国府八幡と称し、安筑両郡の總社でもあった。本殿は室町後期の建築であり昭和五年重要文化財に指定されている。拝殿は慶長一五年の棟札があり、様式から見てもこの時期と一致する。

もと正背面中央間は吹放しであつたらしく、正面左右、東側面第



一間の格子戸は他の柱間と同じく上部、下板壁であったことが、柱に残る腰貫、板溝の痕跡からわかる。向拝・縁・垂木以上・天井・建具は後世の改造である。

棟札写

。慶長十五年のもの

(表)

奉造立八幡宮拝殿

右新造之檀那吉田清兵衛貞勝抽丹折之象依此神變力  
武運長久之旨振英輝替我朝身同鑿石命等鬼鶴子孫繁昌  
悉地成就一利円滿而已慶長十五年仲夏吉祥日敬白

(裏)

曉急如律令

。嘉永六年のもの

134.9cm

15.85 cm

長さ 一六〇センチメートル  
巾 三一一センチメートル

松平丹波守従五位下藤原朝臣光則公

奉行 名越新丑右衛門成草  
相 沢 三作至誠

大奉行安江 治左エ門

武藤 審助重用

橋口 新左エ門利秀

福島 櫛兵衛義武

林掃部正藤原吉信

林美濃正藤原吉淨

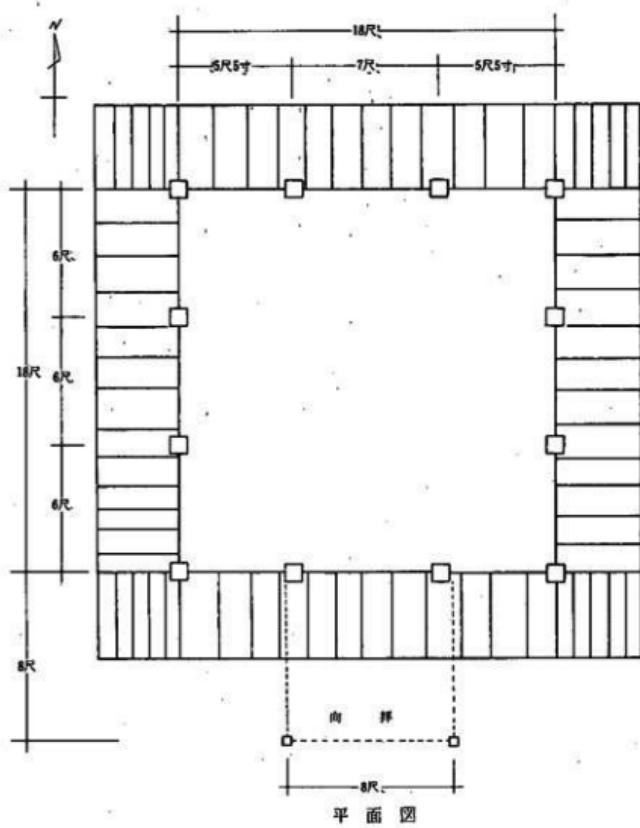
敬白

奉書替正八幡宮天長鎮座 拝殿 修理  
阿神楽殿

嘉永六癸丑年水無月初五日夜丑上刻

大工 福間謹助助一

近世初期の拝殿として貴重であり、細部の彫刻類も秀れた手法を示している。



# 大宮諒訪神社本殿

所在地 北安曇郡小谷村大字中土字宮ノ湯一三、七二三  
交通 大糸線中土駅

## 構造及び形式

一間社流造<sup>（ひきやなせうつくり）</sup>とも葺（覆屋内にあり）。

向拝まで含めて土台を組み、母屋円柱（床下八角）、向拝角柱面取、後東角、三方にくれ縁を廻し、脇障子を立てる。織長押、頭長押、頭貫、舟肘木、軒一軒筋垂木、向拝、虹梁形頭貫（木鼻付）、連三斗、実肘木、中央に幕脱、母屋と海老虹梁（木鼻付）で繋ぐ。

母屋中央に脇柱を立て、板扉で区画する。

妻は豕口首、懸魚、下懸魚付、棟木一、木鬼板なし。木階五級、彩色なし。

現社殿は棟札により元和五年の建立であることがわかる。現拝殿の東寄にあったものを元禄十三年現在地に移し、覆屋を設けたといふ。ただし現在の覆屋は文化二年の再建である。

社殿は棟札によれば元禄十三年、享保九年に修理されている。

向拝の組物、海老虹梁、懸魚等は新しく、蓋板も後補かもしだい。

小規模の流造社殿であるが、棟札によつて建築年代が明らかであり、金原周防の作であることも知られる。後補の部分が少なく近世初期の建築として、また金原氏の作品として、貴重な価値をもつてゐる。

## 規模

桁行 一、四六メートル（柱心々） 梁行 一、三二メートル

（柱心々） 向拝出 一、〇一メートル

棟札 銘写

元和五年のもの

	厚	四分
上巾	三寸五分	
下巾	三寸三分五厘	
全長	一尺一寸	

（表）

奉造立社頭 阿小谷

奉本願 岩州安曇郡小谷之郷

大田九兵衛政勝

奉綱工 同郡大町金原周防守

(表)

于時元和五歲己未拾月十八日 神主 五郎右衛門尉

・元禄十三年のもの

(表)

厚	六分
上巾	六寸六分
下巾	六寸四分
全長	二尺六寸六分

當所名主	横沢勘十郎
產子總代	

天下泰平國家安全 當將軍家神武永昌

當所名主	横沢勘十郎
產子總代	

風雨隨順五穀豐饒 諸災遠離疾十悉除

當所名主	大田武兵衛
產子總代	

奉造立大宮護方大明神御殿瑞御廣前

當所	松沢庄八郎
組頭	

今上皇帝宝祚萬歲 當領大主武運長久

土谷村	山田孫七郎
名	

社頭康榮宮中繁永 家中諸司主靜謐

土谷村	田原七郎兵衛
名	

元禄十三年五月吉日

石坂村	横沢勘兵衛
名	
主	
神主 杉本出雲藤原臣	細野秀三左衛門

夫吾國者日本也故謂神國道謂神道人謂神孫與祀宋分与利以来日月  
星辰蒼生至迄有情非情氣界生界森羅萬象山川海陸皆是生二柱大神國成故

天照皇大神宜人則天下神物奈利須掌神諱心波則神明本主他利莫令

傷心神他國与利吾國他人利与吾人与神應感應乃神靈當社仁鎮理

座須大御神建御名方命於奉造立大宮諱方大明神奉申波小谷惣社而

信越之境地於守護施主願主中谷土谷來馬石坂深原近獨岡邑之惣

產子之為氏神火難惡厄難病難災除安寧有何疑哉

万代不易之神領上田老反七畝二十五步官免一畝一步神主頂戴神事不怠謹仕須

。享保九年のもの

。總產子繁昌祈啓 鉢白

二六〇センチメートル  
一一四、五センチメートル  
六二一、五センチメートル

長巾厚

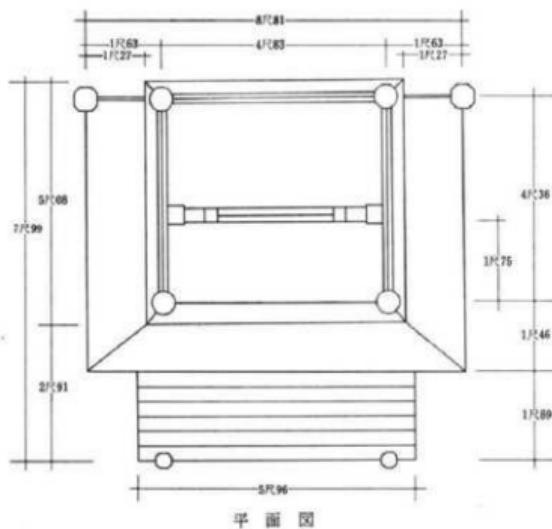
(表)

天下太平國土安全當所繁昌

奉造立當社御寶殿上家

書 享保九年七月吉日

大宮御家札ノ事 施主 橫沢勘十郎  
神主 杉本伊織



平面図

# 旧中込学校校舎

所在地 佐久市大字中込一、八七七

交通 小海線中込駅

## 構造及び形式

木造、二階建、寄棟造、妻入、棟瓦葺、塔屋付、西南面

一階は玄関ボーチ、事務室三、宿直室、湯呑所等よりなる。二階は中央に廊下をとり、前面にヴエランダを付し、南側三窓、北側二窓となる。太鼓楼は八角、各辺一、〇六メートル、二階中央階段より登る。

旧状は十分な調査をしないと分らないが、一階は教室三、宿直室・職員室・小使室よりなり、二階は教室四、教材室となる。共に中廊下形式で、前面に吹放しのヴエランダ、玄関ボーチを付す。

規 模  
本屋 柄行 一〇メートル、梁行 一二、八メートル

玄関 一、七メートル×一、八メートル

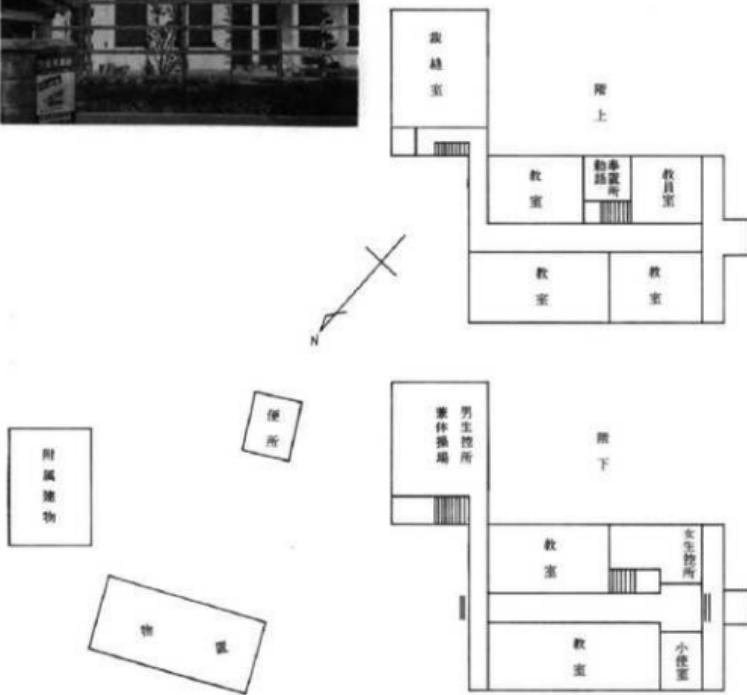
## 建築の年代及び沿革

アメリカに留学した市川代治郎の設計により、明治八年四月起工、同一二月落成したものである。

本校舎は大正八年新校舎完成に伴い、町役場となり、昭和三一年公民館、同三年佐久市役所分室、佐久市開発公社などに使用されてきたものである。

本校舎は学制発布によつて各地に建築された小学校の一つで、明治八年に完成しておらず現存する当時の小学校のうち、もっとも古いものである。設計者が地元の工匠で、アメリカに留学した市川代治郎であり、当初の造営文書を残し、貴重な存在ということができる。外部窓、内部間仕切等は当初と變った点もあるが日本人の手による明治初期木造洋風建築の様式を知りうるものとして重要である。

\* 旧中込学校校舎は昭和四十四年三月十二日重要文化財に、旧中込学校は同年四月十二日に国史跡に指定された。



平面図 (明治十年の古跡)

## 松代地区の真田家靈屋調査書

たまや

松代地区には西来寺・真田信重靈屋、長國寺・真田信之・同信弘・同寺開山堂（旧真田幸道靈屋）、大銚寺・真田信之靈屋、林正寺本堂（旧長國寺・真田信政靈屋）、大英寺本堂（旧信之夫人靈屋）の七棟がある。以前は長國寺に幸道の母の靈屋があったが、向陽寺に移され、そこで焼失した。

これだけ多くの藩主廟を備えたところは他にない。芝上野の徳川家靈廟、仙台の伊達家靈廟が戦災で失われた今日、松代地区の靈廟建築は全国的にみても貴重な存在である。

ただし惜しむらくは長國寺にあった五棟のうち三棟はその位置をかえ、しかもその一棟が失われたことは大変残念なことである。靈屋は大英寺のものを除き、桁行三間梁間三間、あるいは四間とし、屋根は宝形あるいは入母屋で周囲に縁を、前に向拝をつけ内部は

格子戸で、内外陣を区画し、内陣後壁に接して仏壇をおき、位牌を安置する。

長國寺では各靈屋ごとに前に門を設けている。墓は別に作り、靈屋と直接の関連はない。

漆喰彩色で飾られ、とくに信之・信政靈屋では彫刻が多く用られている。長國寺のものは周囲の壁がすべてはめ殺しの舞戸になつてゐる点、極めて珍らしい。

意匠的には年代のもっとも古い信重靈屋が秀れ、信之・信政のものがこれにつぐ。他の時代が下るため細部の手法もかなり落ちる。なお関連して開善寺経蔵も調査した。この経蔵は、江戸前期のもので数少ない輸藏として貴重である。

以上のうち大銚寺のものを除き県宝に指定した。

### 大英寺本堂及び表門

所在地 長野市松代町大字松代一、三一四ノ一  
交通 長野電鉄松代駅

構造及び形式

本堂（もと真田信之夫人大運院靈屋）

桁行五間、梁間五間、入母屋造、向拝一間、棟瓦葺、平入

表門  
四脚門、切妻造、棟瓦葺

建築の年代及び沿革

真田信之が夫人大蓮院（小松姫）のために造立を企てたもので「松代町史」に「寛永元季電集甲子 小春二十四日 大工泉州境津柳惣左衛門幸久、大壇那真田伊豆守滋野朝臣信之公」という様札（今なし）を収めており、外陣三十六歌仙の額には「寛永元年」の銘があり、また「信濃史料」に引く鏡名には大蓮院の三回忌に当り鏡を鉤たことを記しているから寛永元年（一、六二四）の建立と見てよいであろう。明治五年諸堂焼失したためこの露屋をもって本堂とした。

正面中央に棲唐戸（後補）、背面中央に引違板戸を入れ、他は連子窓あるいは板壁といする。現在引違戸などになったところもあるが、連子窓の跡が残っている。棲瓦は後のものである。外觀は太い円柱に舟肘木一軒の簡素な堂で向拝は当初からあったと思われるが現在のものは後補である。内部は前面二間通りを外陣とし、内陣境内に円柱を立て敷居格子の間仕切を設け、柱上出組の組物を入れ、内外陣とも鏡天井とする。内陣後方よりに来迎柱を立て禪宗様仏壇をおく、今來迎壁をとつて仏像を奥に入れているのは本堂となつたときの改造である。また内部の彩色は天明五年のものである。

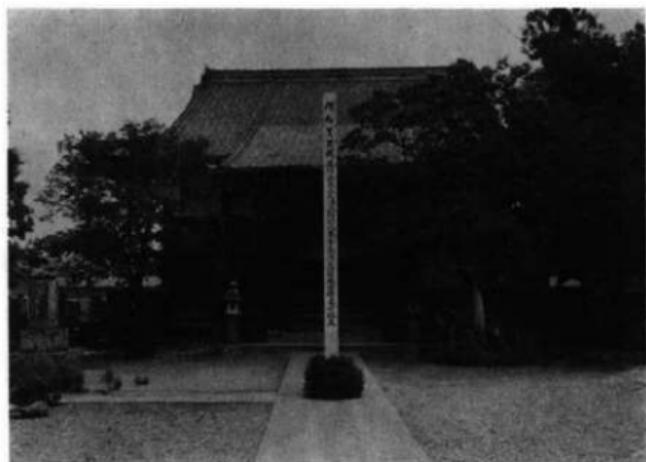
「大蓮院殿御事蹟稿」によると信之は「我等一生之普請是迄にて候はん間物入候共少も不苦候」といっているから信之は余程力を入れたのであるが、建物から見ると一軒舟肘木という案外簡素なもので、この文言と一致しない。内部、内外陣境や来迎柱上には出組が組まれており、かなり装飾的になっているが、この組物は側面では内部にだけ通り、外はやはり舟肘木である。このようなやり方は、江戸初期のものとしては不審であるし、また組物の形も江戸初

期とは見られない。恐らく信之、信政露屋が立派に營まれたころ改築されたものであるまい。しかし、外観で見ると太い柱で木割も太く垂木には反りがあり、縁東は新しいが柱筋に描えるという古風な過りである。なお、前記文献には瓦焼のことが出ているから、もとは本瓦であったかもしれない。

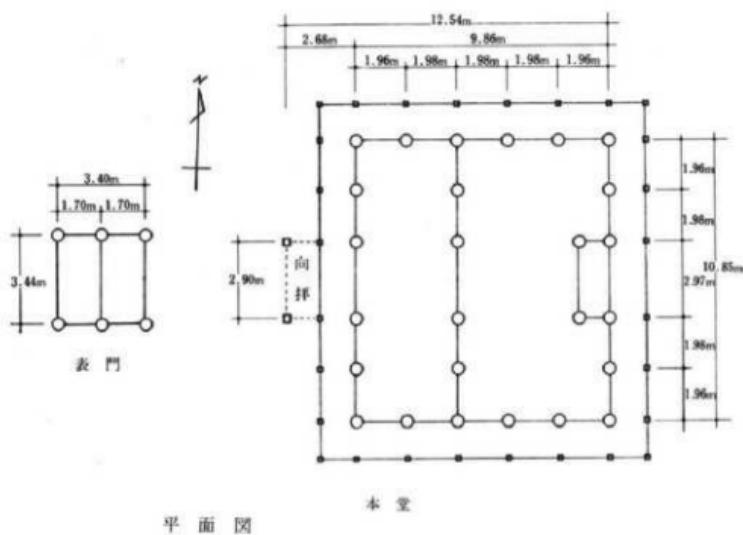
これが上田でできてその後、松代に移されたものかどうかは、明らかでないが様札により一応松代でできたものとしてよいであろう。



表 門



本堂



# 真田信重靈屋

所在地 長野市松代町大字西条九〇四  
交通 長野電鉄松代駅

## 構造及び形式

方三間、宝形造、向拝一間、鐵板葺（もと茅葺）、東面、正面中央花狹間付棟唐戸、左右連子窓で柱上に出租をとき中備は裏板と表板、軒は一軒繁垂木、向拝は虹梁形、頭貫を入れ連三斗と裏板

## 建築の年代及び沿革

信重は慶安元年（一六四八）に死んでいるが「松代附近名勝圖繪」に引く銘に「慶安元戊子年建立招提一字、尚闇橋邊、於是新鑄花鏡以寄之」とあるから死後直ちに造られたものであろう。

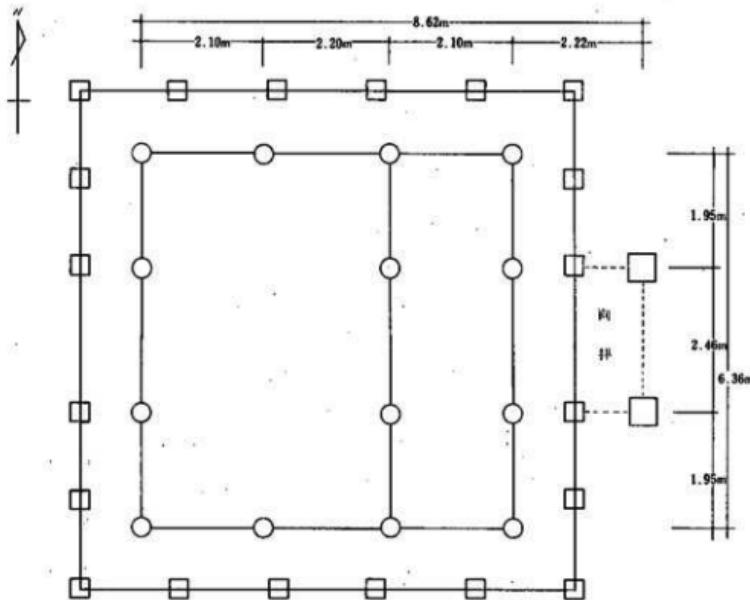
内部は前面一間通を外陣とし鏡天井を張り格子戸で内陣を区画し内陣は格天井で奥に釋宗様仏壇をおき、阿弥陀像および信重夫妻の位牌を安置する。内外ともに漆喰、極彩色、ただし、外部は上部のみ残る。

内外陣境の柱上組物は出租であるが中備に四十五度方向にも肘木が出た組物をおく。これは中国には古くからあるが日本では他に類のないもので実肘木の使い方も要つてゐる。

柱の床下部が円いのは、すこぶる古風で細部手法の洗練さと併せ考へると近畿の工匠の手になつたのではないかと思われる。

・真田信重靈屋は昭和四十六年六月二十二日、重要文化財に指定された。





平面図

# 林正寺本堂及び表門

所在地

長野市松代町大字清野九四七  
長野電鉄象山口駅

交通

## 構造及び形式

本堂（旧真田信政靈屋） 柱行三間・梁間四間・入母屋造、正面千

鳥破風付、向拝一間、軒唐破風付、棟瓦葺

表門 四脚門、切妻造、棟瓦葺

## 建築の年代及び沿革

長國寺の真田信之靈屋と同じ形式である。長國寺にあつたものを昭和二七年現地に移し、当寺の本堂と門にしたもので、もと真田信政の靈屋である。

建築年代は真田信之靈屋と同じく鍍銘により万治三年（一六六〇）の建立であることがわかる。

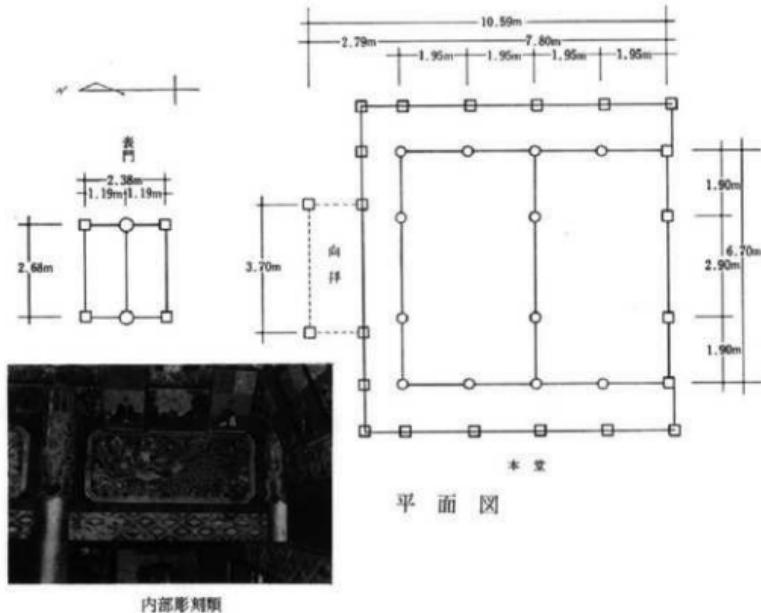
背面中央を後に出しているのは、本堂としたための改造であり、背面左右間は柱に板溝があり、もと壁と考えられる、彫刻類では、千鳥破風、向拝の彫刻は獅子、内部欄間は天人とするなど信之靈屋とは若干の違いはあるが同じ造りである。

なお、側面縁長押に根太の跡のような埋木があり柱にも繁栄の跡と思われる仕口跡があるが旧状はわからない。

表門は信之靈屋と同じである。



本堂



平面図

内部彫刻額



表門

# 真田信之靈屋及び表門

所在地 長野市松代町大字松代一、五七六の一

交通 長野電鉄松代駅

## 構造及び形式

靈屋 柱行三間・梁間四間、入母屋造、平入り、西面、正面千鳥破風付、向拝一間、軒唐破風付、棟瓦葺、正面中央に棟唐戸をつければすべて舞良戸はめごろし、組物は出租・詰組・軒は二軒繁垂木とする。

表門 四脚門、切妻造、棟瓦葺

## 建築の年代及び沿革

「松代附近名勝圖鑑」によると長國寺鐘銘（寛文元年八月、現在所存不明）に「萬治三上草図教之夏、相取於真田山長國禪利之後靈而創建宝殿、而安置大寛世尊聖像安座祖父真像、構高櫻鉢洪鐘以掛焉也」とあるから万治元年（一、六五八）信政・信之が引継ぎ没した後万治三年に靈屋が建立されたことがわかる。内部は豪華、格天井で中央に格子戸を入れて、内・外陣に仕切り、内陣奥に禪宗様式の仏壇をおいて位牌を安置する。

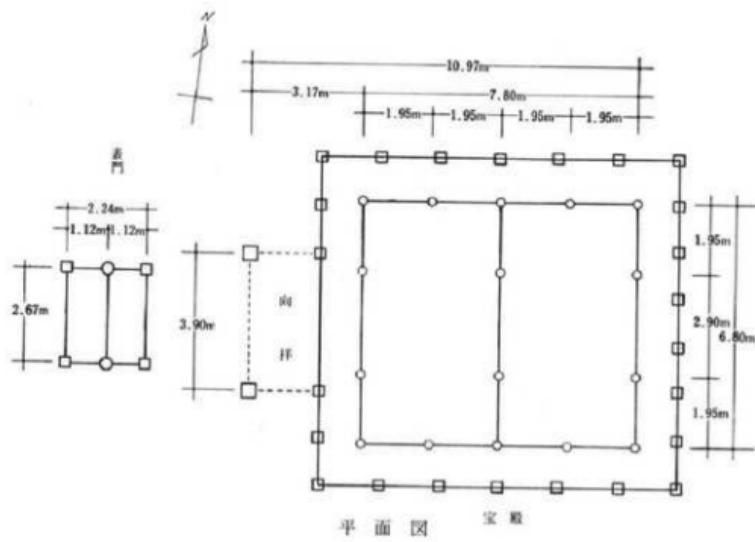
向拝虹梁の持送および木鼻には、丸彫の獅子と靈獸を、虹梁上や手挾には籠彫の彫刻を用いた主屋の頭貫、飛貫間には透し彫りの唐草、隅木下には竜、入母屋破風・千鳥破風・唐破風にはそれぞれ丸彫の栗鼠・牡丹・鶴に松などの彫刻を入れ、破風板、前包にも金の透彫唐草と六連錢の彫刻を打つ。内部欄間にも鳳凰の彫刻を入れ

壁・天井には花鳥を描き柱・貫・組物にもすべて極彩色を施してある。非常に豪華に富んだ豪華なものである。

なお、現在座板は棟瓦葺であるが、もとは柿または桧皮葺であったとおもわれる。

表門も同時のもので禪宗様を採り入れた棟瓦葺の四脚門である。

・真田信之靈屋及び表門は昭和五十一年五月二十日重要文化財に指定された。



## 真田信弘靈屋及び表門

所在地 長野市松代町大字松代一、五七六の一  
交通 長野電鉄松代駅

### 構造及び形式

靈屋 方三間、宝形造、向拝一間、棟瓦葺、正面に棟唐戸をつけて他はすべて縱棟の舞良戸はめごろし、組物は出組・詰組・軒は二軒繋垂木とする。

表門 四脚門、切妻造、棟瓦葺

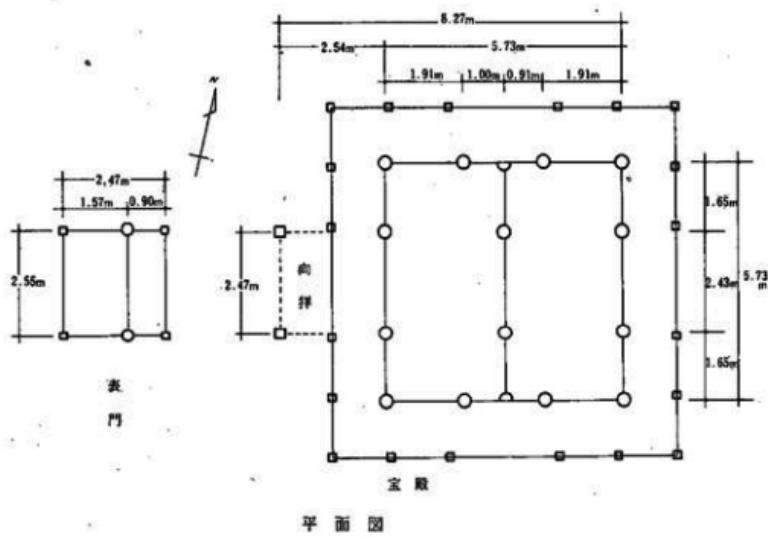
### 建築の年代及び沿革

元文元年（一、七三六）四代信弘の死後直ちに建てられたという、様式上から見てほぼ誤りないであろう。

装飾は外部では頭貫、内法貫間の唐草の透彫だけで信之靈屋よりずっと少なく簡素になっている。内部は、乗行の心に半柱を入れ内外陣境を設け、格子戸を入れ、欄間に天人の高肉彫の彫刻を入れる。このように柱筋でないところに間仕切を設けている点は、時代の下る證拠であり、木鼻の絵様幾形、欄間彫刻なども信之、信政靈屋に比べると、かなり見劣りがする。

表門は信之靈屋と同様四脚門である。





## 長国寺開山堂（旧真田幸道靈屋）

所在地 長野市松代町大字松代一、五七六の一  
交通 長野電鉄松代駅

### 構造及び形式

方三間、宝形造、棟瓦葺

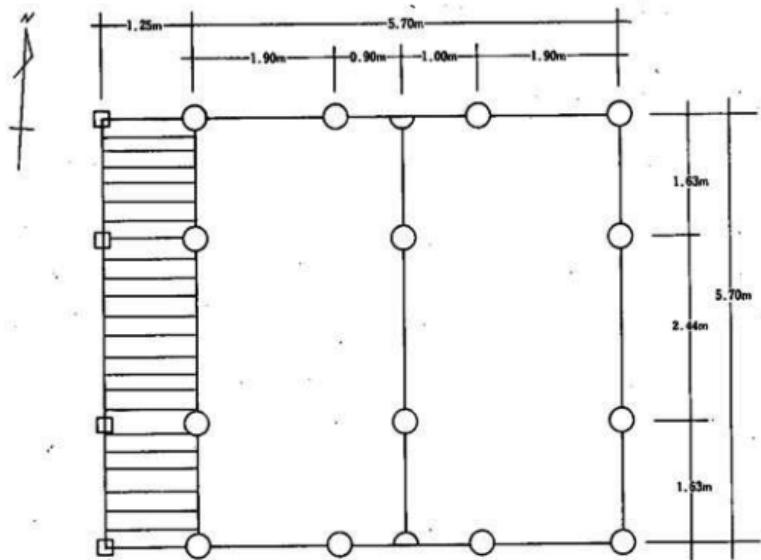
### 創建及び沿革

三代幸道は享保一二年（一、七二七）に没しており、靈屋はその後まもなく建てられたと思われる。

この開山堂は、もと信之靈屋の北隣りにあったが、明治一九年長国寺本殿再建の際現存の場所に移築して開山堂としたものである。

信弘靈屋と同じ形式であるが、開山堂としたため周囲の縁、前面の向拝など撤去されているが他は同様である。信弘靈屋より十年ほど早いはずであるが、木鼻の絵様などは、かえって信弘靈屋よりやや劣るかに見える。





平面図



## 開善寺經藏

一棟

所在地 長野市松代町大字西条三、六七一

付  
棟札

一板（慶安三年の記がある。）

交通

長野電鉄松代駅

構造及び形式

方三間、宝形造、茅葺、裳階付、裳階棟瓦葺、正背面中央を棟唐戸とし、正面左右連子窓、他は板壁、裳階は吹放ち。

建築の年代及び沿革

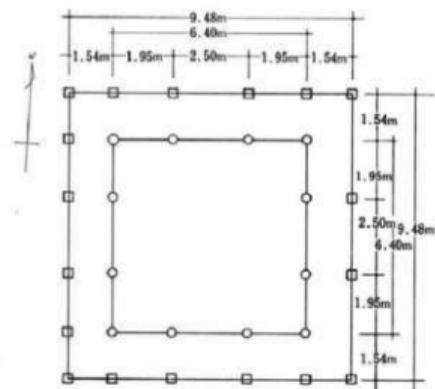
経藏は棟札により

万治三年（一、六六〇）年の建立とい  
う、様式的に見ても  
その頃のものと考え  
られる。

主屋は円柱、柱上  
台輪をおき、出組。

中備は中央間組物、  
左右裳束、隅組物よ  
り象鼻を出す。裳階  
は角柱面取、組物は  
木鼻を出し変つた形  
となる。總板敷で内

部は組物を見せず、格天井を張り、中央に大きな輪藏を安置する。  
細部の手法は真田雲屋が中央の標準なものに近いのに反し、地方  
作の感がつよい。裳階の木鼻なども變っているが、あまり上手な方  
ではない。



平面図

## 木造阿弥陀如来坐像

所在地

下高井郡山ノ内町大字佐野九五八

交通

長野電鉄湯田中駅

この像は、興隆寺に安置されており、桂材一木造り、彫眼、漆箔が施されている定印を結ぶ阿弥陀坐像である。

法量は次のとおりである（単位センチメートル）。

像 高	七七・二	頂と額二六・四	、髪際と額一五・一
面 幅	一五・九	面奥一九・六	耳張り二〇・四
膝 張り	五九・六	膝高一〇・四	膝奥五一・三

構造は、頭、軀部は一材彫出であるが、背板を矧ぎつけ、膝前一材矧ぎ寄せ、両手先一材、螺髪切付けであるが、頭部背面は略されている。

頭軀部とともに肉どりも重厚で、力づよいものがあり、制作は藤原中期までさかのぼるものと考えられる。県下には、同時代の作例は少くないが、この像はそれらのなかでも古例の一つである。



## 絹本著色香林和尚像

所在地 木曾郡大桑村大字須原八二二の一  
中央西線須原駅

交通

この頂相は、大桑村定勝寺に保管されている。絹地に稍衣は薄墨、裏姿は薄朱、座具は朱彩、下方は緑青彩で描かれており、像容は、左手作拳、右手膝上におき如意を握り、軀及び面を右方に向けて曲象に倚す形状である。

法量は、堅九六・〇センチメートル、横四〇・二センチメートル、  
セントメートルである。軸装で、牙軸、軸堅一七一・〇センチメートル、横五八・五  
センチメートルである。

香林慧嚴は淨智寺の徒で、享徳四年（一四五五）木曾家賢の招請をうけて定勝寺を開き、開山第一世となつた人で、応仁二年（一四六八）三月二十六日入寂した。

筆者については、不詳であるが、県内の頂相中、年代の最も古いものに属し、筆致もまた勝れた優秀な頂相である。

なお、建仁寺祥雲院塔主義海以信が定勝寺住持玉林聖賛（定勝寺三世）の請に応じて別記のような讀をしている。

香林禪師肖像畫  
釋迦神采嚴然威儀拈三尺  
竹葉曲角枝鶴下崖崩石裂



前住西禪義海叟以信書

機前電激雷馳歎頃之虞與  
鐵堅翼邪摧異、堅剛之時與  
絹軟與慈運悲、夫之謂海藏  
虎肉之速保淨智後六之真  
子定勝開山香林禪師者耶  
法係賢公首座主于定勝  
寺之日遠寄遺像需拙讚  
回書廢塞于諸云

永正丁卯林鐘下落

## 絹本着色貴山和尚像

所在地 木曾郡大桑村大字氣原八三一の一

交通 中央西線須原駅

この頂相は、大桑村定勝寺に保管されている。絹地に衲衣は薄墨、内身は胡粉、線墨、曲条織布、錦の朱地に金泥唐草文が描かれている。像容は、左手作拳、右手に如意を握り、面をやや右方に向けて曲象に倚す形状である。

法量は、脇七五・〇センチメートル、横三七・五センチメートル、軸装で、牙軸、軸堅一四九・〇センチメートル、横五一・三センチメートルである。

貴山慧珍は東福寺の徒で、建長寺の首座を勤め、後定勝寺第一世秀林慧藏の跡をついて、同寺住持になり、文龜元年（一五〇一）十一月同寺の寺領目録及び當住物等の目録を記し、同寺整備に勤め、永正四年二月十三日寂滅した。

この頂相の成った年は不明であるが、天文四年二月十三日、その弟子、定勝寺の住持（第三世）であった玉林聖賢が東福寺住持茂彦善叢に請うて茂彦が別記のような贅を加えているので、恐らく寂滅に近い頃の製作と考えられる。

信州木曾庄淨戒山定  
勝禪寺第二世貴山珍  
公座元禪師肖像



道標松柏德馨蘭苔海藏  
一滴清不澄掩不濁惠日  
中天仰仰高麗弁堅念々  
清淨說甚善薩戒着々工  
夫論甚祖師禪博嘵難當  
窺一班平虎穴殺活無測  
提三尺之龍泉大道元無  
向背至理果絕言詮夫謂  
之俊夫胎厥香林的傳者

也

前真如玉林西堂和尚

者寢貴山之神足也写

節幻質以求贊并謙塞

其謂云

## 絹本著色玉林和尚像

所在地

本曾郡大桑村大字須原八三一の一

交通

中央西線須原駅

天文龍集乙未二月十  
 有三日  
 東福十八住茂彦叟善  
 繪摹繪七十六筆□無  
 價之室

この頂相は、大桑村定勝寺に保管されている。絹地に衲衣は褐色、

袈裟は朱地に条は黄色、泥地に墨で花と雲散らしとする。曲象懸拂朱

地に泥で唐草文が描かれている。

像容は、左手作拳し、右手は握り如意を執り、面をやや左方に向け  
て曲象に倚す形狀である。

法量は、堅八二・三センチメートル、横三五・九センチメートル、  
軸装で、牙軸、軸堅一六一・九センチメートル、横五一・六センチメー  
トルである。

玉林聖賢は永正三年（一五〇六）前建仁寺住持吉桂弘緒から玉林の  
号を授けられ、定勝寺二世貴山懸珍の後住として、同寺三世をつぎ、  
天文一八年（一五四九）同寺鐘銘をつくり、永禄四年八月十八日後住  
天心宗珠に什宝等をゆずり、同七年八月宗珠の請に応じて自贊を加  
え、天正七年一月一日九十才で寂した。

小字球首座写于幻質



求贊書以稟請云  
 喻鑑一丘老禪  
 既是現百年身  
 有人間真骨肉

全不識劫外春

永禄七稔甲子秋八月如意日

前南禅玉林聖賢老衲七十

## 絹本著色天心和尚像

所在地 木曾郡大桑村大字須原八二一の一  
交通 中央西線須原駅

この頂相は、大桑村定勝寺に保管されている。絹地に白衣を墨色、肉身内色、袈裟は胡粉地、墨で龟甲文、条は朱地、泥で唐草文をお

く、曲象は懸布、緑青地で胡粉七重つなぎ、下方は朱地、泥で牡丹文が描かれている。

像容は、左方に向き左手作拳、右手に如意を執り、曲象に倚る形状である。

法量は、堅八九・〇センチメートル、横三七・五センチメートル、軸装で、軸堅一六七センチメートル、横五四・五センチメートルである。

天正一七年（一五八九）九月妙心寺前住持南化元興が定勝寺の徒鐵船宗昆の請に応じて、天心宗珠の頂相に贊を加えている。

（未印印文「正林」）

霜侵禍月照天心  
三尺竹爲針繩古今

咄

宗昆首座繪受號  
節天心西堂幻實雷



賛詞一偈昌使請

天正歲次己丑九月吉

辰

前妙心南化叟

（未印印文「玄興」）

（未印印文「南化」）

五歳書焉

自題

（未印印文「正林」）

（未印印文「南化」）

絹本著色木曾義元像

所在地 木曾郡大桑村大字須原八三一の二

中央西線須原駅

交  
通

この肖像画は、大桑村定勝寺に保管されている。絹地に墨線で肉色  
胡粉地、著色狩衣、白群地縞青、墨で松林文様、腰は朱、袖うら朱彩  
朱唇、タタミ座布で描かれている。

像容は、面筋斜右向き、右手掌を伏せて握り、鉄扇を持ち、左手を膝上に伏せて、要を執る、右足を外にして安座し、覺上に坐る。

法規は、側高九〇・〇センチメートル、横三六・三センチメートル、軸装で、軸距一六七・五センチメートル、横五五・八センチメートルである。

木曾義元は木曾氏七世とい。彈正少弼、左京大夫、伊予守を称す。永正元年七月十二日、三十三才で卒す。龍源院殿照山歐公と諱す。天文五年（一五三六）一月、東福寺住持茂彦善菴がこの肖像に贋を加えている。

木曾源寺殿昭山大居士肖像

源清和十世孫也。照山大居士出前席真如能老師。



天文五歲丙申二月如意珠日  
前東福後住南禪茂彦叟(音力)筆(音印)七十七

# 旧長野県師範学校教師館

所在地 長野市大字上ヶ屋麓原二、四七一の一、一二三三

交通 信越線長野駅

## 構造及び形式

木造、漆喰塗、二階建、寄棟造、棊瓦葺、玄関ボーチ付

## 建築の年代及び沿革

この建物は、明治八年十一月二十日落成式を行なったが、同年十二月四日開校式を行なった。長野県師範学校の教諭館である。

同校は、当初師範講習所として設立が計画され、明治八年五月起工されたが、工事中、師範学校と改称されたもので、本館棟と寄宿舎一棟よ



りなり、長野村堅石（現、長野市旭町）にあった。

明治十一年九月には明治天皇の臨幸を迎えたが、そのときこの建物を便殿とし、二階を御座所にあてた。

長野県師範学校は、明治十六年松本に移り、十九年長野にもどつたが、新校舎が別に建てられたので、旧校舎は公立上水内中学校、県立長野県中学校などとして用いられてきた。昭和四年県立長野図書館建設のため、本館を取りこわし、教師館は敷地西北隅に移転され、老朽建物として撤去されることになったので、北野建設が譲り受け、昭和四十六年現在地に移築し、保存を計ることになったのである。

この建物は、本館などとともに、東京筋達万世橋内居住の尾野川清吉を棟梁として建設されたものである。

壁は木摺打漆喰塗、洋風小屋組を持つ、いわば擬洋風とでもいって明治初期の建物で、簡素な構造、意匠ながら、当時における洋風建築移入の過程を物語るものとして、また他に類のない師範学校建築の遺構として貴重である。

なお、県には師範学校設立及び建物設置に関する多くの文書を残しており、詳しい経緯を知ることができる。

# 旧ダニエル・ノルマン邸

一棟

所在地

長野市大字上ヶ屋穂原二、四七一の二二三

交通

信越線長野駅

## 構造及び形式

木造、二階建、鉄板葺

## 建築の年代及び沿革

この建物は、明治三十五年から昭和九年まで長野市に来ていて、カナダ・メソジスト派の宣教師、ダニエル・ノルマンの住宅である。

ダニエルはその後、軽井沢に移り、第二次大戦のため帰国した。

棟札によると、「明治三十七年十一月一日、石当町、内田繁蔵」

（朱書）があり、その建築年代と棟梁の名前もわかる。

ダニエルの子ハワード・ノルマンの「長野のノルマン」によると、この建物の設計にあたり、ダニエルが種々注文を出し、彼の考えに基づいて工事を進めたことがわかる。

建物は木造、二階建、外壁ドライ下見板、屋根は鉄板葺で、ごく一部に小屋裏部屋を設けている。一階は玄関、ホール、厨房食堂及び二室からなり、二階は四室からなり、ベランダを二か所に設けている。一階は広さ一四〇・〇平方メートル、二階一一〇・〇八九平方メートル、棟高七・〇メートルである。内部に若干の模様替があるが、原形をよく残し、装飾はほとんど用いないが、階段、建具など宣教師館にふさわしく素朴で堅実な作風を示している。おそらくこの点は、施主であるダニエルとその夫人の人生と好みによるもの

であろう。

ダニエル帰国後は、北野建設の所有に帰し、昭和四四年解体し、昭和六年七月長野市豊田町から現在地に移築し、北野建設の山の家として使用されている。なお移築に当たり、かつて変化されていた玄関人口などが復原されたが、軒先などは現在地の積雪量を考慮し、わずかな変更が行われ、屋根も棟瓦葺から鉄板瓦棒葺となっているが、全

体的にみて保存もよく、当初の意匠をよく残している。

外人住宅は神戸、長崎等の開港場には現存するも



のが若干あるが、他にはほとんどなく、明治中期の木造洋風建築としてまた長野にあって長く布教に当ったダニエル・ノルマンの邸宅

として貴重な価値を有するものといえる。

## 木造千手観音立像

所在地 松本市入山辺東桐原一九四〇番地

交通 中央線松本駅

でいる。屈臂手は臂で矧ぎ手首で矧いでいる。兩足先も矧付けである。

後補については、化仏五面（頂上仏面、菩薩面一、忿怒面二、牙上面一）、合掌手の手先、宝鉢手及び脇手手先の大半が中世に両足出面）、脇手持物、台座は近世に、それぞれ行われている。

毛髪が耳を被ら形、耳朶が厚く面も反り、両肩の盛上りが強く、面

桂材一木造りの立像で、頭部、体部、合掌手の上膊を含めて一材から形成し、形眼で、足裏の木柄で台座に立っている。  
法量は、像高一五九センチメートル、頭と額（宝鉢を含む）三〇・  
五センチメートル、髪際と額二一センチメートル、面幅一四・一セン  
チメートル、耳裂り一〇センチメートル、面奥一九・七センチメート  
ル肩幅四一・五センチメートル、胸厚二三・五センチメートル、脇手  
の開き一四一センチメートル、膝張り三一・五センチメートル、裾張  
り（地付き）三九・五センチメートルである。

形状及び構造は、本手は屈臂し胸前で合掌し、宝鉢手は下腹前で宝  
鉢を奉じている。脇手は前中後に配し、上半分は掌を仰げ持物を捧げ  
持ち、下半分は伸臂して第一、第三指を屈して持物を握る。頭部は毛  
髪を表わさず、丸彫りとし、髪際は一文字で、両側で耳を被ら形をと  
る。頭の如来相、正面、両側の化仏は植え付けとする。天冠台は形出  
し、三道を刻む。条帛は形出し、天衣は上半部は形出しとし下半部は  
腋下で矧付ける。合掌手は、両臂先、手首を矧付け、宝鉢手は、合掌  
手臂下で矧付け、手首で矧ぐ。ただし、合掌手、宝鉢手共に左右の手首  
先是形出しとする。脇手は合掌手の上膊の裏側へ枘立てて挿し込み、煽



奥の深いこと、両足間に見える渦文や左右袋袴を途中でしぶり、それがさらに流下して台座に届くところなどに、藤原時代前期に行われた一本造りの手法が残るが、面相が下ぶくれし、眼もうつむき加減にして、衣文の彫口が浅く、ひだは平闊で、両脚間の渦文もおだやかで、抑揚がなく、藤原様のやさしい表現をとっている。総じて藤原中期の製作と考えられる。県内には藤原時代後期の像はかなり多いが、ことに同時代中期の千手觀音で立像の作例はほとんどなく貴重な存在である。作者は不明であるが地方作である。

## 瑞林正玖住西岸寺京城諸山疏

所在地 上伊那郡飯島町本郷  
交通 飯田線伊那本郷駅

西岸寺は大覺禪師（蘭溪道隆）を開山として弘安元年（一二七八）に創始したものというが、明証はない。しかし、蘭溪道隆の法系によつて古く始まつた臨濟寺院である。寺伝では康安元年（一二三六）一二月臨照山西岸寺と称したといふ。この後一二年、応安六年（一二七三）一月同寺僧那飯島修理助入道正運、同禪正右エ門總昌、同禪部助為光等が寺領を寄進して寺産を整え、同年四月一七日足利義満は寺を鎌倉を定めた。

本疏は、縦九二・五センチメートル、横三七・五センチメートル（縦一七六センチメートル、横三九センチメートル）の軸製（木綿）

古伝では、二四坊を有する真言寺院海岸寺の本尊で、像は天平年間に平安時代の経営が発掘されるなど、創建の古いことが伺われる。江戸時代の天和三年（一六八三）松本藩主水野忠直の時修理をえたことが、台座の墨書銘文によって明らかで、當時里山辺兔川寺の末寺であったことが知られる外、知るところがない。

なお、保存状況は耐火耐震構造の宝庫に収めてあり、保存状態も良好である。

網地である。内容は、文正元年（一四六六）四月四日、嫌倉五山第三の寿福寺首座瑞林正玖が、室町幕府の公文をもつて、諸山の列位にある伊那郡西岸寺住持に任命され、京都五山位の南禅・天竜・相国・建仁・東福・万寿の各寺住持及び十刹位の臨川・真如・安國・宝幢・普門・廣覺・妙光各住持等が、正玖の西岸寺入寺を祝し疏を製して贈つたものである。

入院の疏には、官府疏、山門疏、諸山疏、道旧疏、同門疏、法着疏、江湖疏など種々あるが、古く残存するものが少なく、円覚寺でさえ、源庵の暢谷乾曉が諸山疏を製しその入院を祝したものがあるくらいで、室町中期の諸山の疏としては他に例のないものである。ことに京

都五山・十刹の各住持がこれほど多く自署しているのは、全く稀有のものである。県内では唯一無二のものである。又保存も良好である。

瑞林正欣住西岸寺に住する京城諸山流は次の通りである。

京城諸山 級急

壽福前板瑞林弘公禪師榮中

相府鈞命 董菴

信州路臨照山西岸禪寺 凡同列之在蒙下者 開茲盛華 弗勝羅

并綱詞以慶云

具中之思圓照 駕駒竟驅 越上之□大通 日鳥養鳥 不謂洛慈 丙

本之後 復眷巨宋 三新之風 所貴爲人 迺是弘道

共惟 新命西岸瑞林弘公禪師 大通四業 圓照三傳 葵錦京門 舒元

氣宇鳳麟之舍 製軒雪窗 噎客名于鷺鷥之窓 固去就無苟然

蓋顯晦從耳目 配青松以爲白晝 升兜率宮 揭明月而有清風

分金剛座 行當攝道於遐邇 豐獨私化於鄉間 星河一天 却回

長安今幾日 晨昏萬里 猶接孟氏之芳蹟 益固宗盟 恢興法社

文正初元仲夏 日疏

南律「白居易下同」正渭」朱印

建仁「宗殊」朱印

等持「興賢」朱印

臨川「周□」朱印

普門「義備」朱印

真如「等□」朱印

廣覺「源渠」朱印

安國「寶幢」朱印

萬壽「守漢」朱印

相國「守蔭」朱印

天龍「珍暉」朱印

東福「惠桑」朱印

萬壽「守漢」朱印

瑞林「弘公」朱印

大通「四業」朱印

圓照「三傳」朱印

葵錦「京門」朱印

舒元「榮中」朱印



# 林家住宅

所在地 木曾郡南木曾町吾妻字町並二、一八七の一  
交通 中央西線南木曾駅

## 構造及び形式

主屋 木造二階建、一部三階、切妻造、棟瓦葺

文庫蔵 木造平屋建、切妻造、棟瓦葺、正面入口上に瓦葺下屋庇を

付す。外壁土蔵造、腰まわりなまこ壁

侍門 一門一戸葉医門、切妻造、棟瓦葺

侍門左右袖契 木造、両流造、棟瓦葺、しつくい塗真壁、腰まわり

にささらこ下見を付す。

高塀 木造、両流造、棟瓦葺、内側はしつくい塗大壁、腰まわりにささ

ささらこ下見を付す。外側はしつくい塗大壁、腰まわりにささ

らこ下見の板を折鈎にて取りつける。

源氏契 木造、両流造、板葺、上部しつくい塗真壁、腰板壁、ただ

し一部に横連子の格子窓を設ける。

板塀 木造、両流造、板葺、壁は貫の表裏にたて板を交互に打ちつける。五ヶ所のくぐり門には引違いおよび片開きの板戸をとりつける。

## 建築の年代及び沿革

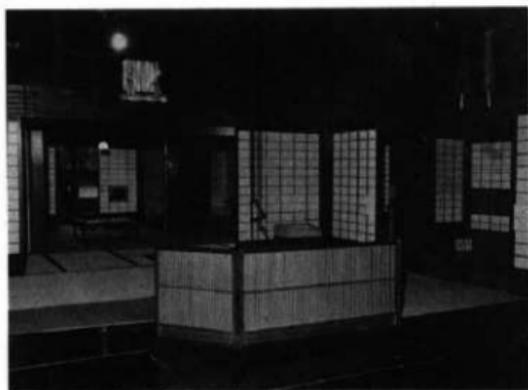
林家住宅は明治九年八月から明治十二年四月にかけて旧駿本陣の地に建築されたものである。棟上げは明治十年五月一日に行なわれたことが棟札及び家普請留記によりわかる。

林家は代々駿本陣を勤めた家であり、式台、玄関、上段の間を備えた明治初期の豪壮な構えである。

主屋の一階は、玄関の間、竹の間、控の間、上段の間、宿直の間、納戸、七疊、台所、土間、風呂、便所等よりなる。二階は、鶴の間、松の間、八疊、五疊、四疊、九疊、六疊、御神殿、便所よりなる。三階は取りはずしの第階段を設けた松の間よりなる。

付属の建物は主屋とはほぼ同じ時期に再建されたものと考えられる。明治天皇の御小休が明治十三年六月に行われているので、おそらく、それ以前には、これらの門や構は整備されたものと推定できる。なお、文庫蔵は江戸時代の面に、現位置と同じ場所に倉が記されており、江戸時代からすでに同じような建物が存在したことは判明するが現在の文庫蔵と同一のものは判明できない。文庫蔵が以前から残っていたとしても、再建時に外部の仕上等も手直しをされたと考へられるので今回は明治時代に属するものと判定した。なお正確な建築年代は今後の調査により検討の必要がある。

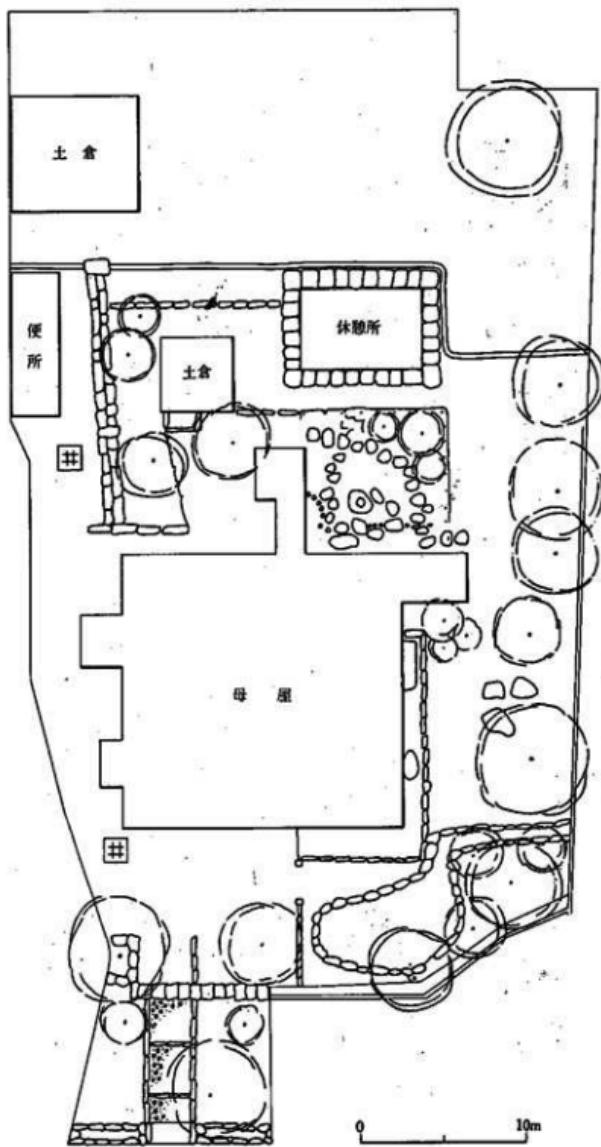
この住宅は主屋とともに全体として要領宿駿本陣の屋敷構の景観を伝えており、使用された材料もよく、仕事もいねいで、改造された点も少なく、江戸末から明治初年にかけての大規模な宿場建築として重要なものである。

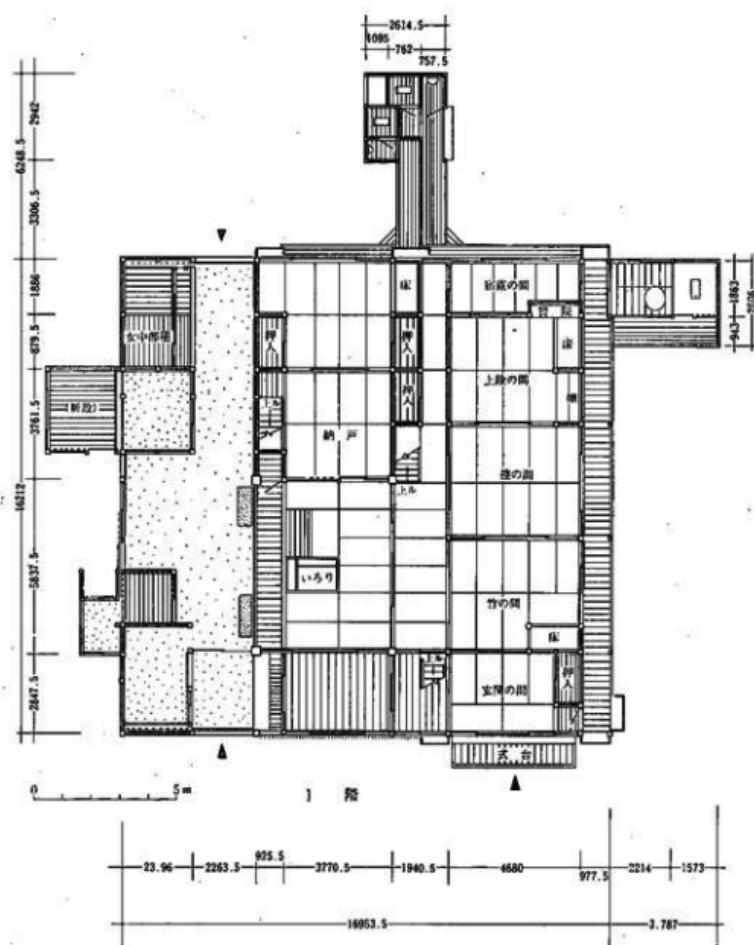


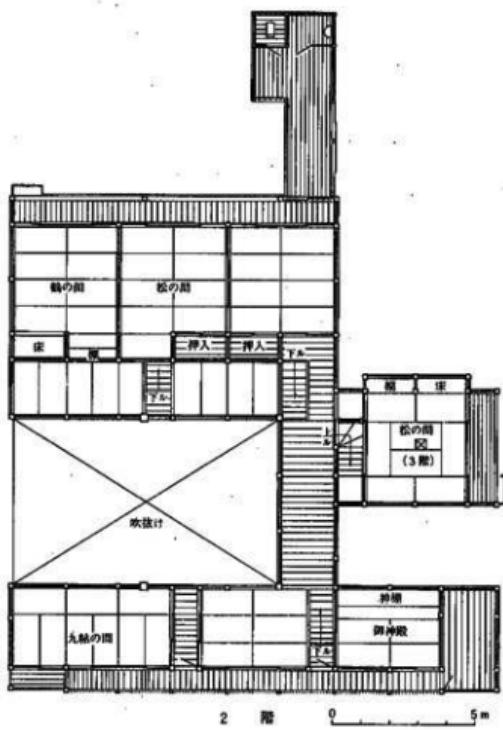
主星内部



侍門







# 真田家文書

所在地 長野市松代町一番地

交通 長野電鉄松代駅

真田家は、平安時代から東信地方に繁衍した源氏系海野氏の一族で、始祖真田幸隆にはじまる。幸隆は子信綱及び昌幸と共に、武田氏に属し武名を揚げ、一方自力で北上州にまで勢力を伸ばし、確固たる地位を築いた。昌幸は、武田氏滅亡後一時織田氏に従つたが、信濃に侵攻した北条・徳川・上杉氏の間にあって、深慮遠謀をもって事に處し、天正十三年（一五八五）徳川勢を小県郡に破つて退け、以後豈臣秀吉の庇護をうけ、その知遇を得た。

慶長五年（一六〇〇）石田三成の挙兵に際しては、長子信之（徳川方）と別れて西軍に通じ、上田城において秀忠の率いる東山道軍の進撃を阻んだ。このため、昌幸及び二子信繁は高野山に流謫の身となつたが、長子信之は忠勤をもって家系を保持し、かつ同家の基礎を不動のものとした。信之は元和八年（一六九五）十月上田城を転じて松代に移されたが、川中島十万石の領地をよく保持した。

国内諸藩では、領主の文書があつて旧領主関係の史料をよく保存するものが少ないが、真田家では、幸隆以来明治維新に至る間の史料を完全に近い形に保存してきた。

これらの史料は、戦国時代の世相を映し、幕藩の関係、治世の史料として、戦国史、近世史ことに信頼度の高い貴重なものである。その大要は、武田信玄（一）・同勝頼（三）・豊臣秀吉（一九）・同秀次（三）

同秀頼（三）・石田三成（一五）・豊臣家五奉行（一三）・大谷吉隆（一）・上杉景勝（一）・毛利輝元（一）・宇喜多秀家（一）・細川忠興（四）・浅野幸長（一）・司副輔中守（三）・徳川家康（六）・同秀忠（三〇）・同家光（一九）・同吉宗（一）・幕府老臣連署状（三五）・幕府条目（四）・本多忠政（一）・同忠朝（三）・同正朝（一）・諸大名（三三）・真田昌幸（一三）・同信之（四九）・同信吉（四）・同信政（一）・同信重（一）等の書状と、松城本丸、三ノ丸備道具目録（七）・領地状（九）、領地目録（九）、高田検地之奉書（一）、信幸・信房の口宣文・位記・宣旨（七）、信弘・信安の道橋奉行・職奉行・町奉行及び郷村あての条目（五）、真田幸道老臣連署起請文（九）、御仕置御規定（堅帳七七枚）等で、真田家関係及び民政関係の重要な文書が主である。

真田家文書は、真田家代々の当主あてに到來した文書を伝世してきたものを主とし、明治初年に真田家旧家臣から、真田氏から与えられた文書の故をもつて、同家に差し出されたものが少数ある。その品質形狀等については、折紙三三五・堅紙六一・切紙四・縦紙四七・横紙五・堅紙九・その他三〇、合計三八一通（詳細は別掲）で、いずれも紙本墨書きである。これらの文書は、真田家の特別重要書類として厳重に保管・管理してきたものであり、一部封紙を失つたものがある



真田右衛門(幸道)あて領知状



真田伊豆守(信之)あて徳川家康の書状

## 安坂將軍塚第一号古墳出土品

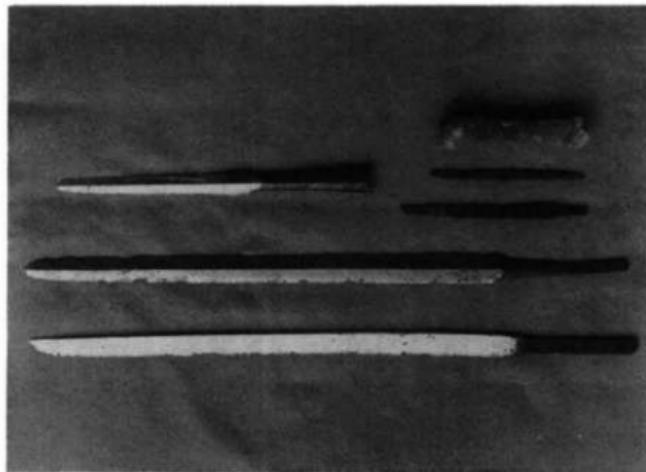
所在地 長野市 長野県信濃美術館（所有者東筑摩郡坂井村）

交通 信越線長野駅

剣一口・直刀一口・鉢一口・きさげ二挺・砥石一個で、昭和三七年一月に調査をうけた安坂將軍塚第一号古墳出土の一括資料である。

安坂將軍塚第一号古墳は、東筑摩郡坂井村安坂に所在する古墳群の一基で、東山の南斜面中腹の、水田面との比較差一五〇メートルの高處にあって、將軍塚と通称されている。裾廻り南北一〇メートル、東西八メートルの積石になる方墳で、墳高は西方二一・五メートル、〇メートルを計る。内部主体は、墳頂平坦部に南北の方向に並列している二個の堅穴式石室で、東側を第一号石室、西側を第二号石室と呼んでいる。第一号石室は既に開口していて、擾乱が著しく、遺物の出土は見られない。第二号石室は幅〇・七五、長さ五・六メートルの狭長なもので、これも天井石が堅穴内崩落していく北端部における盗掘の痕跡がうかがわれる。ただ、南半分にあっては、盜掘の態を免かれた七点が存在していた。まず、南壁から七〇センチ、やや東壁寄りに砥石が一点存し、その北に接してきさげ二挺が並列し、次いで南壁から一・六メートルのところで東壁に沿って剣一口、（この剣は保存状態が不良で、今回の指定からはずしてある）、その北、劍に接して直刀一口、更に七五センチ離れて、同じく東壁下に鉢一口、その東側に接して鉢身一口が発見された。

指定された出土遺物のうち、劍は鉄製の諸刃造りになるもので、刃



長五〇・八、中心長一三・〇、元重〇・四九、元巾三・三、先重〇・三六、先巾二・二センチを測る。目釘穴は二個、茎の諸所に柄木と推定される木目状の縫が残っている。地鉄は細かい杢目鐵で一面に地鉄がつき美しい。刃文はくちこんではいるが細い直刃と推定、ところどころに湯走りが見える。直刀は平造りの跡の浅い丸環で、刃長五〇・一、中心長一三・四、元重〇・六二、元巾一・五、先重〇・三八、先巾一・九センチ。茎の目釘穴は二個で、劍と同じ木目状の縫が認められる。地鉄は杢目鐵で大肌交り、地景しきりに入り地鉄が美しく冴えている。刃文は直刃が僅かに残り、小鉈つき冴えている。鉄錐身は全長一〇・四センチで、身が狭く、下部は中空袋造りで六角に錐がつき、通しの目釘が穿たれている。刃長一三・〇、元重〇・七一、元巾二・五、

先重〇・二九、先巾一・四五センチで、地鉄は最高のもので小板目よくなつみ強く、刃寄りに極にかかるて直刃に小乱れ交り、小鉈がつき明るく冴えている。きさげ二丁のうちの一つは刀子状形をとるもので、全長一九・四、元巾一・四、元重〇・九、先巾〇・八五、先重〇・二センチ。もう一点は鉗状のもので、全長一六・一、元巾〇・九五、元重ね〇・三、先巾〇・九、先重ね〇・一五センチ、砥石は名倉砥で、現存長一五・五、巾中央二・七センチの断面方形を呈し、両端が太く、使用的の痕が歴然としている。

このように、これら上記の遺物は、同古墳の年代決定に有効な資料であるばかりでなく、日本刀剣関係の資料として極めて優秀なものである。

## 木造大覺禪師倚像

所在地 上伊那郡飯島町大字本郷

交通 飯田線伊那本郷駅

この像は、西岸寺に安置されており、桧材の寄木造り、玉眼、胡粉

地粉溜が施されている。像容は、円頂で袖衣に袈裟をかけ、曲条に腰かけて両足を前に下げ、左肘をまげ袈裟下掌を膝上に伏せ親指をひらき、右肘はまげ、右膝上で五指を捻じ物を執る形である。法量は次のとおりである（単位はセンチメートル）。

像高（頂上から裳裾まで）一〇一・頂と脣部七〇・五

頭と頸二四・五、面幅二四・六、面奥二〇・〇

肩張り四一・〇、胸厚一七・四、肘張り五五・五

膝張り六三・〇、座奥五一・〇、膝張り六七・一

構造は、頸部と頭部を茎に矧付け、後頭部は一材で内刺りにする。膝部は両肩で矧ぎ、背部を茎に矧付け、下半部は脚の付根で矧ぎ、膝前をさらに矧いでいる。頭部は頸梢で軸部にはめこまれている。軸部、膝裏も内刺りされている。

本像の面貌から、円熟した高僧のやさしいまなざしをうかがうことでき、また温和のなかにも仏道の真意を体得した優すことができない厳しさが看取できる。衣文は緻密ではないが、決して弱いものでは



木造日光菩薩立像  
木造月光菩薩立像

この像は、福満寺に安置されており、松材の一本造り、彫眼で、胡粉地彩色が施されている。条帛をつけ、天衣両肩から垂下し、両肘上から左右に垂下している。

日光菩薩の像容は、左肘をまげ、手首を挙げて掌を前方に向かって伸ばし、他指を捻じている。右肘はまげ、少し下げ手首を折り五指を捻じ持物を握る形をとっている。腰を左にひねり、重心を左足にかけた形である。

この像は、福満寺に安置されており、松材の一本造り、彫眼で、胡粉地彩色が施されている。条帛をつけ、天衣両肩から垂下し、両肘上から左右に垂下している。

月光菩薩は左肘をまげ、手首を下げ小指を伸ばし他指を捻じ、右肘をまげて手首を挙げ、掌を前方に向けて小指を伸ばし他指を捻じ、持物を握る形をとり、腰を右にひねり、重心を右足にかけて左足を浮かす形である。

所在地 東筑摩郡麻績村大字上井堀  
交通 中央線聖高原駅

なく、美しい曲線によって配されている。

作者、制作年代を示す銘記はないが、衣文から考察すると、鎌倉風（宋朝様）を残しつつ、室町時代の整備へ向う過渡的所産とも言え、室町時代の初期を下らないものである。

県内の肖像彫刻中、時代の古いものに属し、しかも、時代の特色が顕著である。

大覺禪師は字を蘭溪といい、道隆は号であり、大覺禪師は諱号である。西岸寺の開山を蘭溪道隆とする確証はないが、記録によれば大覺禪師は、建長寺創建後、二度罪を得て甲斐に移っているので、その際の勧請開山となれるものか確たることは不明である。



月光菩薩

日光菩薩

法量は次のとおりである（単位はセンチメートル）。

日光菩薩立像

像高一一四・七、宝髻一三・七、頂と額一六・二

髮際と額一一・五、面幅一〇・九、面奥二三・五

肩幅二三・〇、胸厚一五・六、腰張り二一・二

裾張（地付）二四・四、蓮肉高八・五、蓮台高一三・七

カマチ高五・〇

月光菩薩立像

像高一一五・五、宝髻一二・五、頂と額一六・二

髮際と額一一・九、面幅一一・〇、面奥二四・〇

肩幅二四・〇、胸厚一五・四、腰張り二九・二

裾張（地付）二五・七、蓮肉高八・〇

構造は、宝髻は植付け、頭部は耳のうしろで後頭部を面部に矧付けている。胸部は背部を堅に矧付け、両肩矧付け、足先を裏側下で横に矧付けている。天衣も肘下の部分を矧付けている。手の部分は日光菩薩は左肘、手首を矧ぎ、右手肘を矧いでいる。月光菩薩は左手肘を矧ぎ、右手肘及び手首を矧いでいる。台座、像共に一本彫出しである。

垂髪の高いのがやや気になるが、当初からのものである。地髪をまばら彫りにし、髪際をやや波形にする程度で一文字に近く体を片足にかけて腰をひねり動的姿勢を示すところ古様である。衣文の特に裳の折返し部の繁瑣なところは、当時流行の宋朝様式を独自の創意によつて表現したものであろうが、やや力の弱さを感じさせる。

作者及び制作年代については、日光菩薩の背部矧付け部内側の墨書き銘（別記）から慈光寺住仏妙海の作であり、元徳四年（一二三三）であることが知れる。

（日光菩薩立像銘文）

日光菩薩者 元徳四年 月二日始之 造立于

右志慶者當鄉安穂 興隆佛法故也 仏師善光寺住

（日光菩薩立像銘文）

日光菩薩者 正慶元年 八月廿日始之

志慶之旨者同上

檀那當鄉別當

僧采秀

# 木造日光菩薩立像

所在地 東筑摩郡朝日村大字西洗馬  
交通 中央線塙尻駅



月光菩薩

日光菩薩

この像は、朝日村の光輪寺に安置されており、松材一本造り、彫眼で、彩色はなく素地のままである。形出しの条帛をつけ、天衣は両肩から垂下し両肘にかかる。日光菩薩の像容は、左肘をまげ、手首を挙げて掌を前方に向け、小指を伸ばして他の指は捻じてある。右肘をまげ、手を前に差し出し、掌を仰げて小指を伸ばし他指を捻じてい る。腰はわずか左にひねる形になっている。

月光菩薩は、左肘をまげ、手首をまげ掌を仰げて、小指を伸ばし他指を捻じてある。右肘はまげ掌を前方に向け、小指を伸ばして、他指を捻じてある。右肘をまげ掌を前方に向け、小指を伸ばして他の指は捻じてある。右肘をまげ掌を前方に向け、小指を伸ばして他の指は捻じてある。

## 日光菩薩立像

像高八四・〇、頭と頸一三・九、髪際と頸九・〇、面幅八・五、面奥一一・〇、胸厚一三・七、腰張り一八・〇、肩張り一八・五、柄張り二二・二、蓮座高四・七、蓮座高七・七

## 月光菩薩立像

像高八四・〇、頭と頸一四・〇、髪際と頸九・〇、面幅八・五、面奥一一・二、胸厚一三・五、腰張り一八・五、肩張り一九・五、柄張り二二・〇、蓮座高四・五、蓮座高七・五

構造は、頭部は後頭部を耳の後で堅矧ぎし、軀部は前後を堅に矧付け、両肩矧付け、両足は裳裾下で横矧ぎとする。手の部分についてい は、日光菩薩は左肘、手首矧付け、右肘矧付け、肘先は一材である。

月光菩薩は左肘で矧ぎ肘先を一材とし、右肘、手首で矧いでいる。台座、蓮内・蓮弁は一材彫出である。

このように頭軀部共に、後背部を堅に矧付け、一本造りの構造をと

り、彫眼である等古式の手法によりながら、鎌倉時代に始まつた写実を旨とした宋朝様式をとつてゐる。

二重折返しの袋の衣文は見事であるが、やや繁瑣になり、上体の肉どりに比して、腰下が弱さを感じさせるが、彫口の巧みさは一種独特のものがある。

作者については、両像の墨書銘（別記）から善光寺住仏師妙海であることが知れる。妙海については、東筑摩郡波田町旧若沢寺の金剛力士像、同郡麻績村福満寺の日光・月光菩薩像、上伊那郡辰野町川島の十一面觀音菩薩像の作者である他詳細はわからぬ。

しかしこの像は妙海の作風を示すものである点貴重なものである。

（日光菩薩像銘　右肩矧付内側墨書銘）

佛師善光寺妙海

奉造立　生年三十四  
日光菩薩

僧豪玄　生年六十二

勸進

元享（享）三年大字十月一日

（月光菩薩像　左肩矧付内側墨書銘）

佛師善光寺妙海

奉造立月光菩薩

勸進　僧豪玄

元享（享）三年大字十月一日

長  
野  
県  
史  
跡



## 鳥羽山洞穴遺跡

所在地 小笠郡丸子町腰越区鳥羽山  
交通 国鉄信越線大屋駅



本洞穴遺跡は、依田川流域のうち、武石川が流入するところからやや下った右岸にある。同右岸には鳥羽山の西麓が迫つて急峻な断崖をなし、そこに幾つかの洞穴や岩陰が形成されている。鳥羽山洞穴はその中での最大なもので、巾二五メートル、奥行一五メートル、西向きに川に面して大きく開口している。洞穴内部の状態は、中央部の落盤による土砂落石が前面へ大きく張り出し、洞穴全体を二分した状態になっている。南側洞穴部は傾斜度が強く、高さに乏しいが、北側は比較的落盤が少なく、平坦を保っている。

この、北側洞穴部における層序について、第二層部に古墳時代の石敷状施設があり、第三層下層には繩文後期から晩期前半、後半を経て、弥生後期に再利用されたと考えられる円形炉を伴う敷石住居址が存在していた。このうち、調査の完了をみたのは、第二層で洞穴の底線から東壁にかけ四段に石垣を築いて、五段に分けられる平坦部を作り出した遺構で、古墳時代の特殊な葬法を示す遺跡であることが知られた。

即ち、第一段からは、多量な土師器・石劍・琴柱形石製品・鹿角製劫鍊車、鹿角製刀子玉類・鐵劍・鐵鎗・馬具・工具類・鹿角製鳴镝が焼骨化した人骨に伴つて存在し、第二段では、多量の土師器少量の鉄器・玉類が人骨に伴つて出土している。人骨の状態は、屍体が放置されたままのもの、焼骨されたもの、焼けたもの、と様々である。第二段から、第五段は洞穴の中央部にのみ存在する。第三段からは、土師器須恵器に少量の玉類、鐵器・人骨は伸展状態のもの数体分、第四段は土師器・須恵器・鹿角製鐵劍・人骨の状態は第三層と同じ、第五段の一角には十数ヶの土師器壺・壇・盤・高杯等を全部下向きに立て、方形に配置されていた。人骨は第三・第四層と同様である。

出土遺物から、時期は古墳時代中期に比定される。又遺物の内容から、古墳を築きえない常民の墳墓ではなく、古墳を営むと同等の階層の集団が行つた特異な葬法の痕跡を示している点、重大な問題点をかえた遺構である。

## 神坂峠

所在地 下伊那郡阿智村智里四二五六の六八  
交通 国鉄飯田線飯田、国鉄中央西線中津川駅

本遺跡は下伊那郡阿智村の西端にあって、岐阜県中津川市神坂（旧西筑摩郡御坂村）と境界を接する地で、恵那山の余脉と富士見台の間にある標高一五九五メートルの鞍部地点にある。即ち、北側の富士見台からの傾斜面に東北万岳莊からの山道と、西北神坂小屋からの山道が降りてくるところであり、南へ尾根を伝わっていくと鳥越峠から恵那山へ向い、西側の急な坂道を下れば中津川方面へ、東側の割り合いによるやかな坂道を下れば園原へ行く沢の道に至る峠であって、このうち、現在の峠の標柱より北側で、「午向けが丘」と仮称されている。

微高地の東北傾斜面と富士見台の麓の東南傾斜面とが合さったわづかな平地部（南北三三七四五、東西五メートル）から夥しき石製模造品が出土し、この峠で、古代祭祀の行なわれたことが知られている。

古文献に見える神坂峠についての記事は、日本書紀七景行天皇四十一年の条に、日本武尊東征の帰途、信濃坂にて山神を退治したと見えるのが初見で、延喜式には美濃の坂本から神坂峠を経て伊那郡阿智駅に下った事が記され、類聚三代格所収の齊衡「年正月二十八日の太政官符にも坂本駅と阿智駅の間七十四里（普通三十里）の遠距離で、雲山重疊、路遠坂高、戴星早発、犯夜遲到とあり、東國から都へ上下するためには必ず経過しなければならない重要な交通路であり、且つ、愚い悪路難所であった。万葉集卷二十一、天平勝宝七年、防人としてこ



の峠を越えた主張、埴科郡神人部子忍勇は「ちはやふるかみのみさかためには必ず経過しなければならない最も重要な交通路であり、且つ、ぬさまつり、いはふいのらはおもちがため」と詠じ、坂山大師伝

には、弘仁六年、大輔が東国に赴くべくこの峠を経た時、坂路の困難を歎じ、美濃側に廣済、信濃側に廣経の両院を設けて旅人の困苦を救つたことがのせられ、清水寺縁起にも、承平七年七月頃、同寺の僧慶兼が信濃國御坂において大蛇の難に遭つた事が記されている。この他に、天慶四年上野国の御馬が伊那路を経て神坂越をした事（本朝通紀）、天元元年、風面のため損した御坂路を修理したこと（日本紀略）、信濃守藤原陳忠が御坂峠の谷底に転落したこと（今昔物語）、庚平元年十二日、神御坂が暴雨のため崩壊したこと（扶桑略記）、等の記事がある。

## 松尾城跡

所在地 氷田市松尾一〇八一  
交通 飯田線駄野駅、毛賀駅

松尾城は、鎌倉時代より小笠原氏が宗家として重きをなし、特に南北朝時代以後は、信濃守護として活躍し、四〇〇余年にわたる居城であった遺構で、小笠原家では松尾館又は伊那館と呼んでいた。この城は、飯田市松尾の西端の東に展開する約四九〇メートルの丘陵台地の尖端に構築された平山城である。構造は、本丸・二の丸・三の丸に分かれ、本丸の面前には眼下に田野が開け、後に名古熊台地を負い、南は毛賀沢の深い谿谷に望み、北は北の沢の断崖をもち、ただ西北隅の片羽部落の一面のみ平野部と連つていて。

本丸跡は、内堀（幅一メートル、深さ三・五～六メートル）と称する空濠で丘陵尖端を区切つて構築されており、東西約五五メートル

調査は、最初の祭祀遺物を発見した昭和二十六年以後、頻次に行なわれたが、四十二年の分布調査と四十三年の発掘調査が大規模なもので、石製模造品として剣形・鏡形模造品・有孔円板・勾玉・管玉・轍玉・臼玉・刀子形模造品・斧形模造品・鍵形模造品・馬形模造品・ガラス小玉・土器類では須恵器・灰釉陶器・绿釉陶器・中世陶器・中国磁器・土師器・金属製品として獸首鏡・鉄錐・鉄斧・刀子・鉈・特殊なものとして土馬が出土している。

ル、南北約五〇メートルの低平な平場で畠地となり、毛賀沢の谿谷を距てて、鈴岡城と対照している。水の手は井戸で、東曲輪下にあるものは石ただみで今なお清泉が湧いており、内堀を西に降ったところにあるものは、今は水が枯れて痕跡を留めているのみである。

二の丸（東西約九〇メートル、南北約五五メートル）と、三の丸の間に、相の堀（幅約六～一〇メートル、深さ三・五～六メートル）と称する顯著な空濠の構造がある。

三の丸には、二の丸へ通ずる処に追手口、また、その西方の小高き處には、龍門寺壁敷、北方には、竹の内と称する地名が遺つていて。

松尾城の屋敷は現在の片羽部落で、今でも同部落には南北に通ずる

二条の古道が残っている。

小笠原氏は、もと甲斐の人で、信濃に關係をもつて至ったのは、鎌倉時代の初め、文治年間（一一八五）加賀美遠光が信濃守に、その子



小笠原長清が佐久郡伴野庄の地頭職に補せられた時に始まる。

小笠原氏の伊那伊賀良庄を領するに至った年代は不詳であるが、松尾城に定着したのは長清の孫長忠の頃といわれている。遠光より七代の孫貞宗は、南北朝時代の初頭頃、弓馬礼法の師範として朝廷に仕え、初めて信濃守護職に補せられ、筑摩郡井川館にあって、信濃を管し、東国武家の棟梁として活躍した。しかし、松尾城は依然として南信濃の小笠原氏の中心根据地であった。その後、小笠原氏は、松尾家を宗家として、飯田、鈴岡、久米、羽場、溝口、大井（佐久）、塙崎（更級）、伊豆木等の諸家に分れて繁栄した。

政康の子宗康は、鈴岡にあつたが、室町時代文安頃（一四四四）井川の従兄持長と、亡父政康の重臣並びに惣領職を争って戦い、水内郡塙田原に敗死した。これより先、宗康は万一座って、松尾城の弟光康に惣領職と所領を譲っていたので、幕府は光康をして信濃守護職とし所領を安堵せしめた。光康は鈴岡家の政秀（政員）を後見し、関東に出陣して足利成氏を攻め、井川の持長の子清宗を討った。

また、政秀は長するに及んで父の仇を報いようとしばしば松本平に出兵した。文明五年（一四七三）信濃守護職に補せられ、遠江に出陣したり、光康の子家長を攻めた。

しかし、家長の子定基が家督をつぐや鈴岡に譲った伝来の古書類、所領を奪い返そうと策し、政秀を松尾城に、その子長貞を名古熊に誘致して目的を果した。その後、定基は東海方面に出陣する等目覚しい活躍をしたが、定基の死後は振わず、深志家の長機、その子長時が、伊那郡に攻入り、遂に松尾城を陥れて、定基の子貞忠を甲斐に逐い、同城を廢して長時の弟信定を擁立して鈴岡家を復興せしめた。

しかし天文二三年（一五五四）八月武田晴信は、伊弉郡を攻略するや、信定を逐い、貞忠の子信貴を松尾城主となし、鈴岡城をその支城とした。これより、松尾家は、小笠原氏の中核に立ち戦乱で荒廃したこの地の復興に努めたが、やがて天正一八年（一五八〇）八月信貴の子信嶺が武藏本庄に移封され、松尾城は鈴岡城と共に廢城となつた。

## 菅平唐沢岩陰遺跡

所在地 小笠郡真田町長字十ノ原一七八一一四四  
交通 国鉄 信越線上田駅

根子、四阿の山麓を開拓している諸川の一つに唐沢（ダボス川）があり、この渓谷に、唐沢岩陰遺跡が存在している。その位置は、名勝「唐沢の滝」の一〇〇メートル下流東側の標高二二四〇メートル地点で、小笠郡真田町長字十ノ原一七八一一四四番に当つている。

根子岳の溶岩流の末端は一二〇〇メートルの等高線付近に達している。唐沢岩陰はその溶岩流末端の塊状節理の割離によつて、オーバーハングした岩壁が形成されたもので、岩壁の幅は約一五メートル、高さは五六メートル程度、北側の縁は大きく崩壊して岩壁統幅の三分の一を埋没させている。岩陰直下と前面には剥落した岩塊と土塊が堆積し、奥行九メートル、高さ二メートルのエプロンをつくる。エプロンの最上部からもとともに張り出した岩底までの高さは四・六メートル、奥壁から岩底までの高い部分で二・四メートル、中央部では二メートル弱の張り出しを認められる。

エプロンの堆積状態は、岩壁から崩落した大きな岩塊で主体部が形成され、その間隙、裂け目を褐色土塊がうめ、その上面を黒色土塊が一二〇~四〇センチの厚さに被つている。昭和三十八年の調査においては、遺物包含層に明瞭な層位は認められなかつたが、土師器から繩文前期中葉まで的一群は、黒色土から褐色土上半にかけて混然と包含

現状においては、三の丸は著しく変貌し、その輪郭を詳細に知る因難であるが、三の丸と二の丸との間に現在最も明瞭に遺っている相の堀とその南に連なる二の丸と内堀・本丸の地域が地型をよく遺している。



れ、興文前期初頭乃至早期の一群はそれ以下に、検出される程度の区別はみとめられた。平面的な分布は奥際中央に接したところで、厚くて広い灰層があり土器・石器の他に多量の獸骨・骨角器及び魚骨を遺存させていた。土器のうち、繩文土器は早期乃至前期初頭の押型文、絡繩体圧痕文、貝殻条痕文土器、前期の刺突文帶土器・羽状繩文土器、後期・晚期土器、弥生土器は中期・後期土器、土器・石器は打製石鐵・石錐・石匙・石斧様石器・糸巻き状石器・磨製石鐵・磨瓦

礫状石器・骨角器は装飾付鹿角垂鈴、ヘヤビン状骨器、肉刺し状骨器・骨匙牙鑑・角鏃錐柄歯骨中にはシカ・イノシシ・クマなどの大形獸骨がある。

本岩陰遺跡の意義は菅平に存在する幾つかの岩陰遺跡中最大の規模をもち、出土遺物量において群を抜いている点、及び遺物中において弥生土器の多量に存在するところから、同時代における狩獵民の存在を推察させる点にあらう。

## 土口将軍塚古墳

所在地　更埴市土口北山・長野市松代町岩野  
交通　国鉄信越線、屋代駅

本古墳は、更埴市土口と長野市松代町岩野との境をなす、妻女山から西方に派出した支脈の突端に位置を占めている前方後円墳である。海拔高度は四五三メートル、平地水面からの比高九三メートルで、西南に展開する千曲川を挟んでの広い更埴市の沖積地に臨んでおり、古式古墳としての典型的な立地をとっている。

山の尾根を利用して、いわゆる丘尾切斷により築造されたもので、前方部は東方の高地に向けて設け、後円部を低地に位置させている。規模は全長七〇メートル、前方部端の幅三六メートル、高さ六・五メートル、後円部はその大半が盛土しての築造で、径三七メートル、同高さ七・五メートルが計られる。

前方部と後円部の接合部の縫れ目は明瞭で、上面は最も低く、これ



から前方部奥深くで高まりを見せており、また、前方部では、墳上から四・五メートル下の両側に、一条の狭い平坦面があつて、後円部では墳頂から五メートル下の周囲を取巻く狭い平坦面に統一、有段であったことを示し、ここから円筒埴輪破片が出土している。

内部主体は、後円部主軸上に竪穴式石室が設けられていたようであるが、明治初年の盗掘にあい、その規模の詳細は一切不明である。現

在後円部には当時の盜掘跡があつて、長さ約九メートル、幅四・五メートルほどの不正確円形の窪地となつていて、

副葬品、その他の出土遺物については、滑石製刀子と形象埴輪破片が知られている。埴輪の内容は、鳥・動物・人物である。

本墳の保存状態は良好で、問題を認めないが、内部主体の精査と、盜掘によって生じた凹地の復元が望まれる。

## 倉科将軍塚古墳

所在地  
更埴市倉科北山（生萱南山）

交通

国鉄信越線屋代駅

本墳は、更埴市倉科北山（生萱南山）の山上にある。同所は、同市坂山から西南に派出した支脈の尖端に近い海拔五四九・八一メートルの山上で、平地水田面からの比高一九四メートルという高處である。

ここからは、南山下に倉科・森の集落全体を、北山下に生萱の集落を、更に西方には余里遠橋をもつ水田地帯を見わたすことができる。

また、この水田地帯を距てて、史跡森将軍塚古墳を指呼の間に見、千曲川を距てては川柳将軍塚古墳が望見でき、古式古墳築造には好適な環境といふことができる。

本墳は、山の尾根を利用した、丘尾切断になる前方後円墳で、前方部を山の手に向いている。全長は七八メートルで、前方部端の最大幅は四六メートル、同高さ六・五メートル、後円部は殆んどが盛土になるもので、往四二メートル、高さ八メートル余を計る。縫れ部は明確で、

ここから前方部端に向って折る両側線は直線で、横断面は正確な台形である。墳丘裾近くに一条の平坦面が続り、ここから円筒埴輪破片が出土している。

主体部のある後円部は明治時代に盜掘にあい、その跡が主軸に沿つて長さ約一〇メートル、幅四メートルの窪地となり、更にその中央は長さ七メートル幅一・五メートル、深さ一・三メートルの溝状になつていて。窪地には安山岩の板石が掘り出され、散在しているので、同所にはおそらく、割石小口積みになる竪穴式石室が設けられていたものと考えられる。

なお、盜掘こうは前方部の中程にも穿たれ、長さ七・五メートル、幅一・五メートル深さ〇・五メートルの窪地となつて残つていて。このため、今後は内部主体の精査と、盜掘こうの復元が必要であろう。



長  
野  
県  
天  
然  
記  
念  
物



## 御代田のヒカリゴケ

所在地 北佐久郡御代田町大字御代田字坪ノ内  
交通 信越線御代田駅

千曲バス軽井沢線（佐久市野沢・軽井沢）の小田井学校前停留所から県道小諸・信宿線に入り一三〇メートルで久保沢橋を渡り三三メートルのところから左へ二九・五メートルのところに北向きの巣穴がある。ここに間口五・五メートル、奥行八・五メートル、中間三・四メートル、高さ〇・八メートル、九メートルの洞穴がある。約二五度の傾斜でさがっている洞穴の一メートル程入ったところから側面・上面にヒカリゴケが繁殖している。

**ヒカリゴケ**（ヒカリゴケ科・ヒカリゴケ属）は一七八〇年頃イギリスで初めて発見されジクソン氏によって学会に発表された。我が国では一九一〇（明治四十三年）野沢中学校（現野沢北高校）小山海太郎教諭によって佐久市岩村田上の城から発見された。その後県下で多く発見され県外では、群馬県・栃木県・北海道においても発見されている。ヒカリゴケは、亜高山帯から低地までの洞穴や石垣の間の薄暗い湿った土に群生する。ヒカリゴケは、自ら光を発するものではなく太陽の陰光を強く反射するものである。この光を反射する部分は普通の葉体ではなく、胞子の芽によってできた糸状体の球状の細胞である。この細胞の内部には透明な液体が含まれ、そのうしろに葉緑体がある。葉緑体には光の来る方向によつて位置を変化する特性があつて何時も光に対し直角に配列している。ヒカリゴケは、他の緑色植物の発生することの出来ない光の弱いところ

に発生して空気中の炭酸ガスを分解して同化作用を営んでいる。御代田のヒカリゴケは、一九六九年（昭和四四年）五月御代田小学校三溝教二教諭が自然観察の際みつけたものである。



## 四十八池湿原

所在地 下高井郡山ノ内町  
交通 長野電鉄湯田中駅

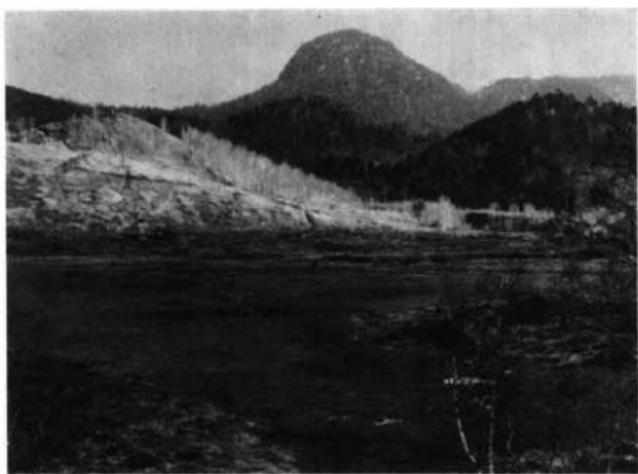


この四十八池湿原は、志賀山、鉢山に囲まれた標高一八八〇メートルの所に位置する泥炭形成植物の発生する高層湿原である。

湿原のおもな植物は、ミズバショウ、ヒメシャクナゲ、ミズギク、ワタスゲ、ミカズキグサ、キンコウカ、リュウキンカ、モウセンゴケなどである。池は大小二〇数個からなり高層湿原のサクセッションを学ぶうえで大切な場所である。ミズゴケ類には、アカミズゴケ、ミヤマミズゴケ、ワタミズゴケ、ムラサキミズゴケ、イボミズゴケ、アオモリミズゴケ、アオモリミズゴケSP、ホソバミズゴケなどの八種類も多産している。動物では、モリアオガエル、クロサンショウウオが池沼に産卵し周囲の樹林にはホシガラス、ウソ、メボソなど繁殖している。またカホジロトンボもあり、亜高山帯の特殊動物が多い。

## 田ノ原湿原

所在地 下高井郡山ノ内町平穂  
交通 長野電鉄湯田中駅



この田ノ原湿原は、約八万平方メートルの湿原で標高一六二〇メートルの所に位置する泥炭形成植物の発生する高層湿原である。

湿原は全体として西より東に向かって緩傾斜して西部隆起域はタマザサやスギゴケにおおわれていて、東部低地に向かっては、次第に湿润化し湿地性植物が繁茂している。北部丘陵ぞいには小溝があり角間川に排水している。この付近には安山岩塊が露出している。

湿原の主な植物は、ヒメシヤクナグ、ワタスゲ、ゴバギボウジ、ヒオウギアヤメ、ミカズギダサ、リュウキンカ、キンコウカなどの湿原植物とモウセンゴケ、スギバミゴケ、アカミズゴケ、ミヤマミズゴケ、ヒメミズゴケ、アオモリミズゴケ、アオセリミズゴケSP、ミタミズゴケ、ホソバミズゴケなどのミズゴケなどであり、これらは厚い泥炭層の中に自生している。

動物では、カホジロトンボ、クロサンショウウオなどが沼に繁殖分布している。

## 穴沢のクジラ化石

所在地 東筑摩郡四賀村大字取出字大平一二三六の一  
交通 橋ノ井線田沢駅

本化石は、昭和十一年十二月十三日、穴沢川の左岸崩壊個所で砂防工事事務中に発見されたものである。化石は発見後、現地に自然状態のまま、保存され、現在に至っている。化石は、クジラ類の脊椎骨の連続したもの十二個と左側の肋骨二個、右側の肋骨六個と他に棒状の骨片一個である。脊椎骨の配列状況から、頭部が北北東で尾部が南南西に、地層面にはほぼ添って、胸、腹盤を主として露出している。頭部の化石は欠けている。各脊椎骨は、突起部はいくぶん観察されるにすぎない。椎間盤は一部に観察されるのみである。各椎体の測定値は、次のとおり十二個はほぼ連続している。

番号	椎骨背の長さ	
	縦	横
1	19	12
2	22	14
3	23	15
4	21	15
5	20	17
6	20	17
7	18	18
8	18	18
9	16	19
10	15	17
11	15	19
12	15	19

左側肋骨は二本で、  
その長さはそれぞれ七  
〇と一〇〇センチメー

トルでその横断面はや  
や扁平な稍円形であ  
る。背椎骨に接觸する部分は詳しく観察できない。右側肋骨は六本で  
やや扁平な棒状である。背椎骨との接觸部は観察されない。各測定値

は次のとおりである。

化石の主要部はやや横転しているものと判定される。種名について八木貞助氏はその形態から歯クジラであるとされている。現標本では



番号	肋骨の長さ		
	長さ	長経 (断面)	短経 (断面)
a	100	10	4
b	70	7	3
c	44	9	3
d	68	14	6
e	68	4	3
f	86	4	3
g	82	4	3
h	30	4	3
骨片	70	13	5

頭部を欠損しているので、種名を決定することは困難で目下検討中である。本地域の地質は、本間不二男氏の別所層・東筑摩郡誌の別所累層の發



## 戸隠神社奥社社叢

所在地

上小内郡戸隠村

交通

川中島自動車バス戸隠奥社入口

この社叢は、約五十一ヘクタールの森で一部分にスギの植林があるほかはウラジロモミ、イチイなどの針葉樹を交え大部分はハルニレ、シナノキ、ミズナラ、トチ、オオヤマザクラ、ブナ、ハンノキ、ヤチダモなど、目通りを直径六〇~一〇センチメートルの原始林の社叢を中心とする地帯である。下草としてはキリジソカンアオイ、ウバサインをはじめクリンソウ、オオバユリ、ベンバナ、ヤマシャクヤク、ミズバショウ、ニリワサビなどの珍しい植物が多く、中でもチシマザサ、ヒメアオキ、オオイタドリ、ハイイヌヅゲ、エゾニユズリハなど裏日本系の植物もあり、随神門からの参道をはさんで五〇メートルにわたって三〇〇数本のスギが美しい並木をつくっている。水中にはモリアオガエル、タガガエルなど南方系のカエルやクロサンショウウオ、ハコネサンショウウオが繁殖し、樹林にはクロジ、ゴジヨウカラ、ヒガラ、ホトトギス、ジウイチ、カツコウ、ツツドリ、アオゲ

達するところである。岩質は主に暗灰色頁岩からなり、層理が発達し、厚さ数センチメートルの葉片状に砕けやすい。稀に直径二〇センチメートルのひん岩又は流紋岩の火山岩層を含んでいるところである。貝化石は各所に産出するが保存はあまりよくない。本地層の地質時代は、新生代新第三紀中新世中期（約二〇〇〇万年前）とほぼ推定される。本地域の地質構造は、中川と錦部部落を結ぶほぼ南北の

背斜構造の西翼部になっている。本露頭付近の地層の走向は西北七〇度、傾斜北西三十五度である。別所累層の上部で、本地域の西方三〇〇メートル付近から岩相が粗粒砂岩又は粗粒岩質となり、青木累層になる。本化石のようにタジラの形態をよく示す化石が、現地にそのまま保存されていることは、我が国でも極めて稀な貴重な資料である。

ラ、コゲラ、オオアカゲラ、コルリ、オオルリ、キビタキなど約八〇種の野鳥が繁殖しており日本有数の小鳥の繁殖地である。

## 下北尾のオハツキイチヨウ

所在地 上水内郡小川村下北尾  
交通 信越線長野駅



このイチヨウは、北沢忠志氏の所有で樹勢が盛んである。

葉のふちに胚珠が付いていてやがて銀杏がなるが必ずしも完全なものではない。しかし、全部そのような奇形を示すものでもなく、この木は約一五ペーセント奇形ができるいた葉のふちに胚珠のできるのはソテツが心皮（葉）のふちに胚珠をつけることに似ている。また、葉が胚珠を包んだ形が被子植物の子房に相当することを思い合わせるとソテツ、イチヨウ、被子植物の三つはそれぞれ類似関係にあることを示すものである。

イチヨウは、イチヨウ科イチヨウ属で東洋の特産、世界中に一科一属一種といふ特異な雌雄異株の落葉高木である。生きた化石ともいわれ中生代の初めに姿を現わし、一時は何十種類もが世界中にはびこつたが、新世代に入るごとに衰え始め、一種類だけが中国に生き残ったといわれている。わが国には化石で発見されているが自生はみられない。みな中國から渡来したもので神社・寺院・公園などには巨木名木が多い。この木は、葉のふちに胚珠がついていることからオハツキイチヨウと呼ばれている。

## 塙本のビヤクシン

所在地 長野市若穂川田一一〇八  
交通 長野電鉄信濃川田駅



ビヤクシンは、ヒノキ科イブキ属の常緑高木で単にイブキともいわれ、イブキは伊吹山（滋賀・岐阜両県境の山）で命名されたのに由来する。分布は、本州、九州、四国の海岸地方の向陽の潮風のあるところに自生するものであるが、カマクラビヤクシンとかイブキビヤクシンなどと呼んで庭木として広く栽植されている。時には山上に自生

するが、多くは庭園や社寺境内に栽植され、本指定木のように高木になることもある。県内にビヤクシンの巨木は數本知られているがそのうち最も大きく（樹高二十五メートル、幹周四・四八メートル）樹姿樹勢ともにすぐれたものである。

## 毛無山の球状花こう岩

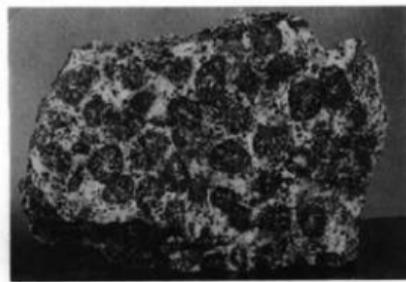
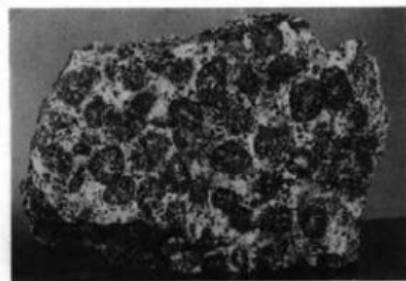
所在地 下伊那郡喬木村九一一五の七  
交通 飯田線上郷駅

珠状花こう岩の露頭は、毛無山の山腹（海拔八二〇メートル）の尾根より東面に下った沢の面より、わずか巾二メートル余の崖をなし、約一五メートルの高さで終っている。珠状花こう岩の最も集中している部分は、下部の約五メートル間で、その上部は不完全な珠状花こう岩である。この付近一帯は、花こう片麻岩又は片状花こう岩からなる。特に毛無山地域一帯は角閃花こう岩の分布区域である。

珠状花こう岩は角閃花こう岩体の一部に、多量の球體を集合している部分で、周囲の角閃花こう岩とは漸移している。母岩の角閃花こう岩は灰白色中粒と粗粒の花こう岩構造をなしているが、ところによつては、片状構造を示している。この岩石の主成分鉱物は、石英（五ミリメートル以下）正長石（七～八ミリメートル半白形）斜長石（數ミリメートル半白形）角閃石（一～一〇ミリメートル柱状）黒雲母（一ミリメートル以下）からなる。副成分鉱物は黒雲母・磁鐵鉄・榍石・ジルコン等である。

珠状花こう岩の構造は、一般に円筒体をなし、ときに正しい球体をなす。その大きさは平均直径四・五センチメートルで大きなものは六七センチメートルに及んでいる。球体は中心に長石が集中し核をなすものと、核のないものがある。核のあるものは、黒雲母及び角閃石が放射状に配列し、一見菊花状をなしている。種には細粒有色鉱物の

共心状帶を有するものがある。核のないものは、中央部の鉱物配列が甚だ不規則である。珠状体と母岩との境は一般に明瞭で、球体を分離することができる。中央部の主成分鉱物は正長石、斜長石、角閃石、黒雲母で副成分鉱物は榍石・ジルコン等である。二次鉱物として、白雲母・鈍石等である。周縁部は、角閃石・黒雲母共存し、黒雲母は著しく緑色に変化した部分を伴い節状構造となる。成因について



## 長野県指定文化財

長野県教育委員会告示

○長野県教育委員会告示第5号

文化財保護条例（昭和35年長野県条例第43号）第2条の規定により、次の有形文化財及び記念物を、長野県宝、長野県史跡及び長野県天然記念物に指定する。

昭和37年7月12日

長野県教育委員会

### 1 長野県宝に指定するもの

名 称	員数	構造及び形式	所在 の 場 所				所 有 者	
			都 市 町 村名	大 字	字	地番	住 所	氏 名
小菅神社 奥社本殿	一基	行四間、梁間四間、入母屋造 妻入、後部洞窟内に 入る 銅板葺 附宮殿二基	飯山市	瑞穂	内山	7,103	飯山市大字瑞穂 番地字内山7,103番地	小菅神社

社会教育課

○長野県教育委員会告示第1号

文化財保護条例（昭和35年長野県条例第43号）第2条の規定により、次に掲げる文化財を長野県宝又は長野県天然記念物に指定する。

昭和41年1月27日

長野県教育委員会

### 長野県宝に指定するもの

名 称	員数	所在 の 場 所				所 有 者	
		都 市 町 村名	大 字	字	地 番	住 所	氏 名
若一王子神社三重塔	1基	大町市	大町		2,097	大町市大字大町 2,097	若一王子神社
(付属) 宝應5年 文化5年 文政12年 安政6年	4枚	々	々		々	々	々
天正寺三重小塔	1基	々	々		4,729	大町市大字大町 4,729	天正寺
筑摩神社拜殿	1棟	松本市	筑摩			松本市大字筑摩	筑摩神社
(付属) 慶長15年 嘉永6年	2枚	々	々			々	々
大宮諏訪神社本殿	1棟	北安曇郡 小谷村	中土	宮の番	13,722	北安曇郡小谷村 大字中土宮の下 13,680	大宮諏訪神社
(付属) 元和5年 元和13年 享保9年	3枚	々	々	々	々	々	々

名 称	員数	所 在 の 場 所				所 有 者	
		郡市町村名	大 字	字	地 番	住 所	氏 名
旧中込学校校舎	1棟	佐久市	中込		1,877	佐久市	佐久市
(付属) 建築関係文書 〔学校新築請負書 学校新築諸入賃調査 新築入賃査定書〕	3点	〃	〃	〃	〃	〃	〃

社会教育課

○長野県教育委員会告示第12号

文化財保護条例（昭和35年長野県条例第43号）第2条の規定により、次に掲げる文化財を長野県宝に指定する。

昭和41年10月3日

長野県教育委員会

名 称	員数	構 造 及 び 形 式	所 在 の 場 所				所 有 者	
			郡 町 名	大 字	字	地 番	住 所	氏 名
大英寺本堂 (もと真田信之夫人) 大運院靈殿	2棟	桁行五間、梁間五間、入母屋造、向拝一間、棟瓦葺 附 板繪著色三十六歌仙図 36枚 寛永元年の記がある。 四脚門、切妻造、棟瓦葺	埴科郡 松代町	松	代表柴町1,314の1		埴科郡松代町 大字松代字表 柴町1,314の1	大英寺
表門								
真田信重靈屋	1棟	方三間、宝形造、向拝一間、 鐵板葺(もと茅葺) 附 前机 1基 寛安元年十二月二十三 日の記がある。 銅製燈籠 2基 寛安二年二月二十三日 の記がある。	埴科郡 松代町	西	条十二原	904	埴科郡松代町 大字西条字十二原 904	西条寺
林正寺本堂 (もと真田信政靈屋)	2棟	桁行三門、梁間四間、入母屋造、正面千鳥破風、向拝 一間、軒唐破風付、棟瓦葺 四脚門、切妻造、棟瓦葺	埴科郡 松代町	清	野 中 沖	947	埴科郡松代町 大字清野字中 沖 947	林正寺
表門								
真田信之靈屋及び表門	2棟	桁行三間、梁間四間、 入母屋造、正面千鳥破風、向拝一間、軒 唐破風付、棟瓦葺 表門 四脚門、切妻造、棟 瓦葺	埴科郡 松代町	松	代田町1,576の1		埴科郡松代町 大字松代字田 町 1,015の1	長國寺

名 称	員数	構造及び形式	所在の場所				所有者	
			郡町名	大字	字	地番	住 所	氏 名
真田信弘靈屋及び表門	2 棟	方三門、宝形造、向拝一間、棟瓦葺 表門 四脚門、切妻造、棟瓦葺	埴科郡 松代町	松代	田	町1,576の1	埴科郡松代町 大字松代字田町 1,015の1	長國寺
長國寺開山堂 (もと真田幸追靈屋)	1 棟	方三間、宝形造、向拝一間、棟瓦葺	埴科郡 松代町	松代	田	町1,576の1	埴科郡松代町 大字松代字田町 1,015の1	長國寺
開善寺経蔵	1 棟	方三間、宝形造、茅葺、もこし付、もこし棟瓦葺 附 穂札 1枚 慶安三年の記がある。	埴科郡 松代町西	条東	六鹿	3,671	埴科郡松代町 大字西条字東六鹿 3,671	開善寺

社会教育課

## ○長野県教育委員会告示第5号

文化財保護条例(昭和35年長野県条例第43号)第2条の規定により、次に掲げる文化財を長野県宝、長野県天然記念物及び長野県史跡に指定する。

昭和44年5月15日

長野県教育委員会

名 称	所在の場所				所有者	
	郡市町村名	大字	字	地番	住 所	氏 名
木造阿弥陀如来坐像	下高井郡 山内町	佐野	—	959番	下高井郡山内町 大字佐野 959番地	興隆寺
網本著色香林和尚像	木曾郡 大桑村	須原	定勝寺	831番の1	木曾郡大桑村 大字須原字定勝寺 831番地の1	定勝寺
網本著色貴山和尚像	"	"	"	"	"	"
網本著色王林和尚像	"	"	"	"	"	"
網本著色天心和尚像	"	"	"	"	"	"
網本著色木曾義元像	"	"	"	"	"	"

社会教育課

○長野県教育委員会告示第14号

文化財保護条例（昭和35年長野県条例第43号）第2条の規定により、次に掲げる文化財を長野県宝に指定する。

昭和46年12月20日

長野県教育委員会

名 称	構 造 及 び 形 式	棟 数	所 在 の 場 所	所 有 者 の な ら し て い う
旧長野県師範学校教師館	木造、漆喰塗、二階建、寄棟造棟瓦葺、玄関ボーチ付	1 棟	長野市大字上ヶ屋 龍原2,471番1,123	長野市県町524番地 北野建設株式会社
旧ダニエルノルマン邸	木造二階建、鉄板葺	1 棟	長野市大字上ヶ屋 龍原2,471番1,123	長野市県町524番地 北野建設株式会社

文 化 課

○長野県教育委員会告示第2号

文化財保護条例（昭和35年長野県条例第43号）第2条の規定により、次に掲げる文化財を長野県宝、長野県史跡及び長野県天然記念物に指定する。

昭和47年3月21日

長野県教育委員会

1 長野県宝に指定するもの

名 称	員 数	所 在 の 場 所	所 有 者 住 所 氏 名
木 造 千 手 観 音 立 像	1 幅	松本市大字入山辺東桐原 1,940番地	松本市大字入山辺1,940の口海岸 寺千手観音保存会 理事長 錦 倉 益
瑞林正欣住西岸寺京城諸山疏	1 幅	上伊那郡飯島町大字本郷 1,724番地	上伊那郡飯島町大字本郷1,724 宗教法人 西 岸 寺

2 長野県史跡に指定するもの

名 称	所 在 の 場 所	地 目 面 積	所 有 者 住 所 氏 名
鳥 羽 山 洞 六 遺 跡	小県郡丸子町大字脇越字鳥羽山 429番地	原野 10a	小県郡丸子町大字脇越 深山原神社社代 滝 泽 重一郎

3 長野県天然記念物に指定するもの

名 称	所 在 の 場 所	地 目 面 積	所 有 者 住 所 氏 名
御代田のヒカリゴケ	北佐久郡御代田町大字御代田字 坪ノ内2,834の5番地	山林 36m <sup>2</sup>	北佐久郡御代田町大字御代田 1,805 尾 合 茂 雄

文 化 課

## ○長野県教育委員会第4号

文化財保護条例(昭和35年長野県条例第43号)第2条の規定により、次に掲げる文化財を長野県宝に指定する。

昭和47年4月27日

## 長野県教育委員会

名 称	員数	所在 の 場 所	所有者住所氏名
林家住宅 木造二階建 三階棟瓦葺 付 株札 明治十四年巳五月吉 日ノ記アリ 家普請諸留記 1冊 明治十四年巳 五月吉日ノ記アリ	1 棟	木曾郡南木曾町 吾妻2,187番地ノ1	木曾郡南木曾町 吾妻2,187ノ1 林 文二
真田家文書	381点	長野市松代町松代1番地	長野市緑町1,613 長野市

台帳番号	差 出	年 月 日	宛	書 形 状	大きさ (縦)(横)
1 吉 3 豊 臣 秀 吉 条目	天 正 17.11.24	北 条 左京大夫	纏 紙	35.7 — 23.0	
2 4 德 川 家 康 書状	(慶長5) 7.24	真 田 伊豆守	折 紙	18.5 — 54.5	
3 5 ハ	慶 長 5. 7.27	ハ	ハ	23.5 — 67	
4 6 ハ	( ハ ) 8.21	ハ	ハ	18.5 — 54.5	
5 7 ハ	( ハ ) 9. 1	ハ	ハ	18.5 — 54.5	
6 8 ハ	(天正17) 11.10	真 田 源三郎	ハ	31.5 — 50	
7 9 ハ	11. 6	真 田 伊豆守	ハ	18.5 — 54.5	
8 10 德 川 秀 忠 書状	3.29	ハ	ハ	18.5 — 54.5	
9 11 ハ	(慶長4)後 3.25	ハ	ハ	18.5 — 54.5	
10 12 ハ	(慶長5) 6.17	ハ	ハ	18.5 — 54.5	
11 13 德 川 秀 忠 書状	(慶長5) 8.23	真 田 伊豆守	折 紙	18.2 — 52.5	
12 14 武 田 勝 領 条目	6. 7	真 田 安房守	纏 紙	32 — 139	
13 15 (武田氏書状)		真 田 弾正忠	纏 紙	32.5 — 29	
14 16 武 田 勝 領 書状	5.28	ハ	ハ	30.5 — 39.5	
15 17 豊 臣 秀 吉 書状	(天正14) 11.21	真 田 安房守	折紙(半)	18.5 — 52	
16 18 ハ	( ハ ) 10.17	ハ	折紙(半)	22.5 — 54	
17 19 ハ	(天正18) 4.10	ハ	折 紙	23 — 66.5	
18 20 ハ	(天正17) 11.21	ハ	ハ	46 — 64.5	
19 21 ハ	(天正18) 4.29	ハ	ハ	46 — 65	
20 22 ハ	11.18	ハ	折紙(半)	173 — 36	
21 23 ハ	(天正18) 4.14	真 国 安房守・同 源 三 郎	折 紙	23.1 — 66	
22 24 ハ	( ハ ) 4.11	ハ	ハ	46 — 66.5	
23 25 ハ	(天正17) 7.10	真 田 伊豆守	ハ	23.1 — 65.5	
24 26 豊 臣 秀 次 書状	4. 9	真 田 源三郎	ハ	23 — 66	
25 27 ハ	(天正18) 3. 8	ハ	ハ	36.5 — 54	
26 28 ハ	8. 7	ハ	ハ	36 — 53	

台帳番号	差	出	年月日	宛	書	形状	大きさ (堅) (横)
27 29	真田昌幸	書状	(慶長5)	3.13	真田伊豆守	"	29.8 — 55.7
28 30	"		(慶長16)	4.27	豆州	"	32 — 46.5
29 31	"			3.25	"	"	33.5 — 46
30 32	真田信之	書状		7.25		堅紙	34.5 — 48.5
31 33	"			12	"	"	32.5 — 43.5
32 34	"	即時				"	31.5 — 45
33 35	真田信政	書状		6.21		折紙	16.3 — 46.2
34 36	真田昌幸	判紙				"	17 — 50
35 37	真田信之	年貢請取	直	12. 1	平林利右門	切紙	34 — 17.5
36 38	豊臣家	五奉行連署状	(慶長5)	7.29	真田安房守	難紙	16 — 111
37 39	"	( " )	8. 2	"	"	"	18 — 103
38 40	"	( " )	8. 1	"		折紙	32 — 46
39 41	毛利輝元	書状	( " )	7.29	"	"	35.2 — 51
40 42	喜多秀家	書状	( " )	7.29	"	"	32 — 47
41 43	豊臣家	五奉行連署状	(文禄3)	1. 4	真田伊豆守	"	32.2 — 50
42 44	"	(慶長5)		7.17	真田安房守	"	32.7 — 48.5
43 45	石田三成	書状	( " )	7.晦	真房州	難紙	15 — 206
44 46	大谷吉隆	書状	( " )	7.晦	真田安房守・同 右二門佐	"	16 — 97
45 47	石田三成	書状	( " )	8. 5	真房州豆州 左二門佐	"	15 — 135
46 48	上杉景勝	書状	( " )	8.25		"	15.8 — 131.5
47 49	本多正朝	書状	(慶長16)	6.13	真田伊豆守	堅紙	34 — 50.5
48 50	城和泉守	書状	( " )	6.16	真豆州	折紙	17.5 — 51
49 51	井伊直政	書状		7. 6	真田伊豆守	"	35 — 51.5
50 52	備口人數目録		(慶長5.8)			難紙	16 — 217.5
51 53	幕府老臣連署状		(享保10)	5.25	真田伊豆守	折紙	19.6 — 52.7
52 54	徳川吉宗朱印状案		( " )	9.29		堅紙	46 — 65.8
53 58	幕府老臣連署状		(慶長15)壬 (寛永14)	2.晦 12. 3	"	折紙	35.3 — 51
54 59	"		(寛永14)		"	"	40.5 — 56
55 60	"		(明暦3)	5.19	"	"	20.3 — 56.5
56 61	"		(寛永13)	2.晦	"	"	40.5 — 56
57 62	"		(承応1)	4. 6	"	"	20.3 — 56
58 63	"			3.28	"	"	20.3 — 56
59 64	"		(万治1)	7.24	一当齊	"	20.3 — 56
60 65	"		( " )	7.23	"	"	20.3 — 56
61 66	"		( " )	9.19	"	"	20.3 — 65
62 68	軍陣法書		(寛永15)	4.20		折本	27.5 — 16
63 2	"		寛永	15 3. 7		"	26.4 — 16
64 70	織田信長	書状		11.20	不織庵	難紙	18.8 — 196.5
65 72 (1)	徳川家光	黒印状		9. 8	真田伊豆守	折紙	23 — 53
66 (2)	"			9. 7	"	"	22.2 — 62
67 (3)	"			9. 7	"	"	23 — 63
68 (4)	"			9. 7	"	"	22.3 — 63
69 (5)	"			5. 3	"	"	22.3 — 63
70 (6)	"			5. 3	"	"	23 — 66
71 (7)	"			5. 3	"	"	23.3 — 66
72 (8)	"			5. 3	"	"	22.8 — 63

台帳番号	差	出	年月日	宛	書	形状	大きさ (厚)(横)
73	(9)	タ			9. 7	"	" 22.8 — 63
74	(10)	タ			9. 7	"	" 23 — 63
75	(11)	タ			5. 3	"	" 23 — 63
76	(12)	タ			5. 3	"	" 23 — 63
77	(13)	タ			9. 7	"	" 23.3 — 66
78	(14)	タ			5. 3	"	" 23 — 63
79	(15)	タ			9. 7	"	" 23 — 63
80	(16)	タ			5. 3	"	" 23 — 63
81	73	真田信政	逮捕(万治1)	2. 2		絹紙	28.5 — 24.6
82	74	真田信弘	定書草保	17. 8. 3	町奉行	"	40 — 147
83	75 (1)	真田信安	条目元文	5. 11. 1	郷村	"	40 — 277
84	(2)	タ	延草	2. 2	郷村	"	38 — 155
85	(3)	タ	"		道橋奉行	"	38 — 197
86	(4)	タ	"		藤奉行	"	39 — 272
87	79 (1)	本多忠平	書状	5. 18	真田伊豆守 (草道)	縦紙	19.7 — 39
88	(2)	タ		12. 6	"	"	31.8 — 45.5
89	(3)	タ		10.25	"	"	32 — 45.5
90	(4)	タ		5.10	"	"	16 — 41.8
91	80 (1)	真田昌幸	書状	天正 11. 9. 12	出浦上總守	折紙	14.3 — 34.5
92	(2)	タ		(天正19)王 1.19	河原左衛門附	"	16 — 49.3
93	(3)	タ		10.11	日五・河左	"	28.5 — 38.5
94	81	覚王院	書状	(天和2) 6. 21	出浦半平外4人	"	38 — 52.5
95	82	岡上次郎兵衛	覚書	(天和3) 6.	木村達右衛門	縦紙	31 — 44.5
96	83	幕府老臣口上	覺	1.22		切紙	16 — 46
97	86	豊臣秀吉	書状	(文禄3) 6. 1	真田安房守	折紙	23 — 66
98	87	武田信	書状	天文 19. 7. 2	真田彈正忠	"	18 — 50
99	91 (1)	松城本丸残置	諸道具目録			縦帳10枚	32 — 22
100	(2)	御城我庭御道目之覚紙		7.23	金井弔平兵衛	横帳3枚	44 — 15.5
101	92	御城物之帳		7.23	外1	縦帳9枚	31.8 — 22
102	93	某書	状案			絹紙	19.5 — 145.5
103	94	信州川中島	御知行之目録	元和 4. 4. 18	酒井宮内大輔	縦帳17枚	33 — 24
104	95	松城居城絵図				絹紙	88.5 — 69
105	96 (1)	御先祖御武功之書付				横帳32枚	15 — 22
106	(2)	真田苗臣之面々書付				横帳27枚	15 — 22
107	(3)	系譜	書上案			絹紙	18.5 — 94
108	97 (1)	真田信重	朱印状	寛永 17. 7. 29	樋口四郎右二門	折紙	17 — 49
109	(2)	真田信之	朱印状	慶安 2. 11. 1	"	"	17 — 49
110	98 (1)	兼松正直	等速署状	(万治1)壬 12.19	内藤帶刀	"	36.4 — 54
111	(2)	真田幸道老臣	連署状	(万治1) 12.22		折紙	36.5 — 54
112	(3)	タ		(万治1)壬 12.25	小山田采女外3人	絹紙	32.5 — 766
113	(4)	遠山主殿	書状	(万治1)壬 12.27	"	折紙	34.5 — 49.5
114	(5)	内藤帶刀	書状	(万治1)壬 12.27	"	"	34.5 — 49.5
115	(6)	真田幸道老臣	連署状	(万治1)壬 12.27	"	"	40.5 — 56.6
116	(7)	タ		(万治2) 1. 5	上田内藤	"	36 — 51.5
117	99の1 (2)	稻葉正則	証文	延宝5 1. 6	玉川左門外2	縦紙	37.5 — 52

台帳番号	差	出	年月日	宛	書	形状	大きさ (堅) (横)
118	(2)	稻葉正則	書状(〃)	1. 6	真田伊豆守 (寧道)	折紙	37.5 — 52
119	(3)	大井新左エ門	書状(〃)	1.12	"	"	36.5 — 51
120	99の1 (4)	"	(延宝4)	12.15	玉川左門外1人	難紙	18.5 — 260
121	99の2 (1)	水野忠直	書状	3.15	真田伊谷守	折紙	39 — 53
122	(2)	"		4. 3	"	"	19.5 — 53
123	99の3 (1)	源見友勝	書状	10.21	"	"	31 — 44.5
124	(2)	"		"	"	"	15.5 — 38
125	99の4 (1)	源川長門守	書状	6.21	"	堅紙	31 — 45
126	(2)	久世大和守	書状	12. 4	"	"	37 — 52
127	(3)	松平正信	書状	2.21	"	折紙	37 — 52
128	(4)	小笠原長重	書状	2.25	"	"	18.5 — 52
129	(5)	遠山政亮	書状	7.24	"	"	38.5 — 53
130	(6)	加藤兵助	書状	5. 1. 7	"	"	16.5 — 46
131	(7)	土井利忠	書状	10.16	"	"	17.5 — 50.5
132	(8)	本多政貞	書状	10.20	"	"	18 — 50
133	(9)	諏訪忠虎	書状	5. 7	"	"	19.5 — 53
134	(10)	大久保基右エ門	書状	2.16	"	"	16.5 — 54
135	(11)	松平助之進	書状	9. 9	"	"	32 — 45
136	(12)	上助四郎	書状	12. 7	"	"	31 — 45
137	(13)	松平信興	書状	10.19	"	"	31.5 — 45
138	(14)	松前嘉広	書状	9. 2	"	"	17.5 — 47.5
139	(15)	諏訪因幡守	書状	6.16	"	"	19 — 47
140	(16)	大久保忠朝	書状	12.14	"	"	17.5 — 54
141	(17)	某	書状	10.19	"	"	36 — 54
142	(18)	大井新右エ門	書状	9.14	"	切紙	16.5 — 79
143	(19)	村上清大夫	覚書	7.20	"	堅紙	32.5 — 38.5
144	(20)	本多出雲守朝	書状	6.13	"	折紙	31 — 44.5
145	(21)	本多忠朝	書状	10.24	"	"	37 — 51
146	99の5 1	青山忠親	書状	12. 7	"	"	19 — 24
147	2	"		6.16	"	"	16 — 45.5
148	3	"		10. 9	"	"	32 — 46
149	4	"		11.27	"	"	16 — 45
150	5	"		6.16	"	"	19 — 51.5
151	6	"		10.晦	"	堅紙	31 — 46
152	7	"		10. 3	"	"	31 — 46
153	8	"		8.17	"	"	31 — 46
154	9	"		3.21	"	"	35 — 49
155	100 1	徳川家光	黒印状	12.28	〃(信之)	折紙	23 — 63
156	2	"		12.28	"	"	23 — 63
157	3	"		12.29	"	"	23 — 63
158	4	"		12.28	"	"	23 — 63
159	5	"		12.28	"	"	23 — 63
160	6	"		12.28	"	"	23 — 63
161	7	"		12.28	"	"	23 — 63
162	8	"		12.28	"	"	23 — 63
163	9	"		12.28	"	"	23 — 63

台帳番号	差 出	年 月 日	宛 書	形 状	大きさ (堅) (横)
164	10	"	12.28	"	23 — 63
165	11	"	12.28	"	23 — 63
166	12	"	12.28	"	23 — 63
167	13	"	12.28	"	23 — 63
168 101	御仕置御規定			堅紙	27 — 19
169 104 1	細川忠興書状	10	い つ	"	30 — 45.5
170	2	"	19	"	30 — 46
171	3	"	5. 5	い つ	35 — 46
172 105	前田利希書状	6.13	真田内記	"	45.5 — 50
173 106	浅野幸長書状	11.22	真田伊豆守	折紙	17.5 — 53
174 107	細川忠興書状	1.29	"	"	15 — 44
175 108 1	前田直勝書状	10.16	"	"	17 — 47
176	2	高力伊予書状	8.21	"	17 — 47
177	3	土屋相模守書状	8. 9	"	18 — 51
178	4	金井久右門書状	8.21	"	16 — 45
179 109	高田御挨拶之奉書			"	20 — 56.5
180 110 1	徳川秀忠書状	9. 9	真田伊豆守 (幸道)	"	23 — 66
181	2	"	5. 4	真田伊豆守	23 — 67
182	3	"	12.20	"	18.5 — 55
183	4	"	5. 3	"	18.5 — 53.5
184	5	"	5. 2	"	18.5 — 53.5
185	6	"	8.25	"	18.5 — 53.5
186	7	"	9. 8	"	19 — 55.5
187 111 1	秀忠黒印状	12.26	"	"	23 — 63.5
188	2	"	9. 8	"	23 — 63
189	3	"	12.28	"	23 — 63
190	4	"	12.26	"	23 — 63
191	5 德川秀忠朱印次	5. 3	"	"	23 — 63.5
192	6 德川秀忠黒印状	9. 8	"	"	23 — 66
193	7	"	5. 3	"	23 — 63
194	8	"	5. 3	"	23 — 63
195	9	"	12.28	"	23 — 63
196	10	"	12.晦	"	23 — 67
197	11	"	9. 8	"	23 — 63
198	12	"	5. 3	"	23 — 63
199	13	"	5. 1	"	23 — 67
200	14	"	5. 5	"	23 — 67
201	15	"	9. 9	"	23 — 66
202	16	"	9. 6	"	23 — 63
203	17	"	9. 6	"	23 — 67
204	18	"	9. 7	"	23 — 67
205	19	"	12.28	"	23 — 63
206 112 1	幕府老臣連署状 享保	2. 4. 28	"	"	41 — 57
207	2 真上	7.28	河内守外4人	切紙	20 — 69
208	3 幕府連署	7.16	真田伊豆守	"	20 — 14
209 113 1	豊臣秀吉朱印状	2. 8	真田源三郎	折紙	23.5 — 67

台帳番号		差 出	年 月 日	宛 書	形 状	大きさ (縦) (横)
210	2	"	12.22	真田 伊豆守	折紙	23 — 66
211	3	"	5.29	"	"	23 — 66
212	4	"	6. 2	真田 源三郎	"	23 — 67
213	5	"	12.25	さなた いつのかみ	"	23 — 67
214	114	1 叠臣秀頼 黒印状	12.27	真田 伊豆守	"	23 — 67
215	2	"	12.25	"	"	23 — 67
216	3	"	12.25	"	"	23 — 67
217	115	叠臣秀吉 善状 天正 11. 8. 1 三休			"	16 — 51
218	116	小川坊城 大納言状	2. 1	真田 伊豆守	"	18 — 52
219	118	吉光御腰物箱入注文	宝慶 13.		堅板23枚	31 — 22
220	119	吉光御長持入記 天保 4.10			堅板34	
221	120	房州高野御入御供名面			折紙	30.5 — 37
222	121	慶長 20.5 大坂御陣高 名討死名面			横板6枚	14 — 42
223	122	疊臣秀吉 朱印状	12.28	真田 安房守	折紙	22 — 67
224	123	本多忠政 書状	6.18	真田 河内	"	32 — 46
225	124	幕府老臣連署状	9.27	真田 伊豆守	"	34 — 48
226	125	酒井忠清 善状 (明暦3)	2. 2	玉川左門	切紙	17.5 — 53
227	126	真田信之 朱印状	11.1	出浦半平外1人	堅紙	35 — 50
228	127	1 真田信之 善状 (寛永18)	2. 6	出浦 半平	折紙	17.5 — 51
229	2	"	10. 5	出浦	"	32 — 47.5
230	3	真田信之 善状	12.22	出浦 尾馬守	"	32 — 45
231	4	" (元和8)壬 8.23	"	"	"	34.5 — 48
232	5	" (寛永9) 4.19	"	"	"	17 — 49
233	6	"	10.7	"外1人	"	32 — 49
234	7	"	2. 4	"外4人	"	33 — 48
235	8	" (寛永15) 6.24	出浦 半平	"	"	17 — 51
236	9	"	8.14	"外1人	"	35 — 50
237	10	" (元和2) 2.13	出浦 尾馬守	"	"	35 — 50
238	11	" (元和2) 2.13	"	"	"	14.5 — 49
239	12	" ( " ) 2.26	"	"	"	34.5 — 51
240	13	" (元和 )壬 6.11	出浦 尾馬守	"	"	33 — 50.5
241	14	"	4.12	小山田主膳	"	"
242	15	"	11.27	出浦 尾馬守	"	36 — 51
143	16	"	5.16	"	"	32 — 46
244	17	"	5. 4	"外1人	"	35 — 50
245	18	"	3. 7	"	"	16 — 47
246	19	"	9.23	"	"	18.5 — 53
247	20	"	12.12	"	"	34.5 — 50.5
248	21	"	1.21	"	"	33 — 45
249	22	"	2.25	出浦 半平	"	34 — 49
250	23	"	4. 4	"	"	34 — 50
251	24	"	2.19	"	"	35 — 50.5
252	25	"	5.13	"	"	35 — 50
253	128	1 小幡内膳等 連署状	9.23	出浦 市之丞	"	35 — 50
254	2	薄田定政 善状	3.11	出浦 半平	"	31.5 — 47

台帳番号	差	出	年月日	宛	書	形状	大きさ (堅) (横)	
255 129	1	真田 信之 朱印状	(慶長19)	*	1. 6	出 浦 対馬守	堅紙	35.5 — 43
256	2	"	(元和1)		2. 3	"	折紙	16.5 — 48
257	3	真田 信之 判物	(元和2)		6.12	出 浦 半 平	"	34.5 — 51
258	4	真田 信之 朱印状	(元和2)		12.14	出 浦 対馬守	"	36.5 — 54
259	5	"	(元和6)		6.11	出 浦 半 平	"	18 — 54
260	6	真田 信吉 朱印状	(元和8)		2.23	出 浦 対馬守	"	18 — 51
261	7	真田 信之 書状			9. 8	出 浦 対馬守	"	23.5 — 51
262	8	"			2.25	矢野 半左エ門 外1人	"	33.5 — 50.5
263	9	真田 信之 判物			9.27	出 浦 半 平	"	20 — 56
264	10	"	(寛永18)		2.25	"	"	35.5 — 50.5
265	11	"	慶安	3.	9.23	出 浦 新四郎	"	18 — 52
266	12	本多 正信 書状			1. 4	出 浦 対馬守	堅紙	32.5 — 48
267	13	山浦 鮎人 覚鑒	明治		17.3		堅紙2枚	27.5 — 20
268 130	1	松城本丸四戸障子目録	元和	2.	7.13		堅帳8枚	26.5 — 18.5
269	2	本丸おうへ有之戸障子 目録	元和	8.	10. 3	"	8枚	26.5 — 18.5
270	3	松城本丸有之戸障子目録	元和	2.	7.13	"	11枚	26.5 — 18.5
271	4	松城三の丸戸障子目録	元和	8.	10. 2	"	6枚	26.5 — 18.5
272 131	1	真田 信之 書状			10.27	隼 人	堅紙	34 — 47
273	2	"				隼 人	"	34 — 49
274	3	"			3.23	"	"	31 — 42
275	4	"			12.26	"	"	34 — 49
276	5	真田 信吉 書状			1.22	"	"	33 — 47
277	6	"			3.28	"	"	33 — 47
278	7	"			9.18	"	"	33 — 48.5
279	8	"			10. 3	"	"	33 — 49
280	9	真田 信政 書状			1.14	"	"	34 — 48
281	10	高尾 張守 書状			25	真田 伊豆守	"	31.5 — 46
282	11	真田 信之 書状				隼 人	"	32 — 45.5
283	12	"				隼 人	"	32 — 45.5
284	13	"			26	隼 人	"	31 — 49
285	14	"				隼 人	折紙	33 — 51.5
286 132	1	幕 府 老臣 遣署状			4. 9	真田 伊豆守	"	20.3 — 56
287	2	"			2. 7	"	"	20.5 — 56
288	3	"			4.13	"	"	20.5 — 56
289	4	"			6.20	"	"	20.5 — 56
290	5	"			1.17	"	"	20.5 — 56
291	6	"			5.28	"	"	20.5 — 56
292	7	"			5.15	"	"	20.5 — 56
293	8	"			4. 4	"	"	20.5 — 56
294	9	"			5.21	"	"	41 — 56
295	10	"			8.15	"	"	20.5 — 56
296	11	"			6.11	"	"	41 — 56
297	12	"			4.29	"	"	20.5 — 56
298	13	"			6.25	"	"	20.5 — 56
299	14	"			4. 6	"	"	41 — 56

台帳番号	差	出	年月日	宛	書	形状	大きさ (縦) (横)
300	15	"	" 8.22	"	"	"	20.5 - 56
301	16	"	" 5.26	"	"	"	20.5 - 56
302	17	"	" 2.16	"	"	"	20.5 - 56
303	18	"	" 8.10	"	"	"	20.5 - 56
304	19	"	" 5.12	"	"	"	20.5 - 56
305	20	"	" 4.28	"	"	"	20.5 - 56
306	21	"	" 4.29	"	"	"	20.5 - 56
307	22	"	" 4.28	"	"	"	20.5 - 56
308	23	"	" 3.19	"	"	"	20.5 - 56
309	24	"	" 6. 9	"	"	"	20.5 - 56
310	133	1	" 28			堅紙	32 - 48
311	2	弓 南 備 中 守	11. 1 真 房 州	"	"	"	29 - 46
312	3	" "	12. 9	"	"	"	29 - 46
313	4	" "	12.13	"	"	"	29 - 46
314	5	岡 上 半兵衛 書状	29 正 田	"	"	"	32 - 45
315	134	1	幕 府 条目 万治元	壬12.18 真田右エ門 (幸通)	"	"	37 - 52
316	2	" "	"	"	"	"	32 - 44.5
317	3	幕 府 老臣 連署状	3.25 小山田采女 外3人	"	"	折紙	20.5 - 56
318	4	"	(万治元) 壬12.18	"	"	"	20.5 - 56
319	5	"	( " ) 8.28	"	"	"	20.5 - 56
320	6	真 田 老臣 起請文	万 治 2. 1.20	"	"	堅紙	37 - 52
321	7	" 書状	9.24 小山田采女 外3人	"	"	難紙	18 - 243.8
322	8	"	9.24	"	"	"	18 - 152.5
323	9	"	10. 1 大熊鶴負	外 2	"	機綴2枚	18 - 43
324	10	"	10. 1	"	"	折紙	32 - 44
325	137の1	真 田 信 幸 の 宣 案 文 標	3.12. 3 叙 従 五 位 下	"	"	堅紙	35 - 44
326	"	"	" 任 伊豆守	"	"	"	33.5 - 43
327	137の2	(真 田 信 房) の 宣 案 宽 永	9.12.27 任 伊豆守	"	"	"	34.5 - 53
328	( " ) "	"	" 叙 従 五 位 下	"	"	"	34.5 - 53
329	上 部 口 宣	"	" 真 田 伊豆守	"	"	折紙	20 - 53
330	位 記	"	" 滋 野 信 房	"	"	難紙	26.5 - 150
331	宣 知	"	"	"	"	堅紙	37.5 - 59
332	142	1 領 知 状 寛 文	4. 4. 5 真田右エ門 (幸道)	"	"	"	46.5 - 66
333	2	" 貞 享	1. 9.22 真田伊豆守 ( )	"	"	"	46.5 - 66
334	3	" 正 德	2. 4.11 " ( )	"	"	"	46.5 - 66
335	4	" 享 保	2. 9.11 "	"	"	"	46.5 - 66
336	5	" 延 享	3.10.11 "	"	"	"	46.5 - 66
337	6	" 宝 历	11.10.21 "	"	"	"	46.5 - 66
338	7	" 天 明	8. 3. 5 "	"	"	"	46.5 - 66
339	8	" 天 保	10. 3. 5 真 田 伊豆守	"	"	"	46.5 - 66
340	9	" 安 政	2. 3. 5 真 田 信濃守	"	"	"	46.5 - 66
341	143	1 領 知 日 緯 寛 文	4. 4. 5	"	"	難紙	40 - 196
342	2	" 貞 享	1. 9.22	"	"	"	44.5 - 212
343	3	" 正 德	2. 4.11	"	"	"	46.5 - 185

台帳番号	差	出	年月日	宛	書	形状	大きさ (縦) (横)
344	4	"	享保 2. 8.11		"	"	46 — 242
345	5	"	延享 3.10.11		"	"	46 — 264.5
346	6	"	宝歷 11.10.21		"	"	47 — 273
347	7	"	天明 8. 3. 5		"	"	46 — 274.5
348	8	"	天保 10. 3. 5		"	"	47 — 278
349	9	"	安政 3. 3. 5		"	"	47 — 281
350 149	1	豊臣家五事行奉書	(慶長4)	8.17	真田 伊豆守	折紙	34 — 51.5
351	2	"	(文禄2)	12. 7	"	"	16.5 — 50
352	3	"	( " )	12.17	"	"	32 — 50
353	4	"	(文禄3)	2. 4	"	"	32 — 50
354	5	"	(慶長4)	9.19	"	"	16 — 50
355	6	石田三成書状		6. 9	"	縦紙	29.5 — 46
356	7	"		9.25	"	"	29.5 — 46
357	8	"			"	"	29.5 — 45
358	9	"		24	"	"	30 — 43
359	10	"		4	"	"	29.5 — 44
360	11	"		7	"	"	29.5 — 46
361	12	"		9.28	"	"	19.5 — 46
362	13	"		19	"	"	30 — 46
363	14	"		23	"	"	29.5 — 46
364	15	"		6	"	"	29.5 — 46
365	16	"		8.20	"	"	29.5 — 45
366	17	"			"	"	31 — 47
367	18	"		21	"	"	29.5 — 43
368	19	普請奉行達署状	(文禄2)	3.26	"	折紙	32 — 50
369	20	"	( " )	2.18	真房州伊豆左エ 門佐	"	20 — 46
370	21	"	(文禄2)	2. 6	真田 伊豆守	折紙	14.5 — 44
371	22	武田勝頼書状	(天正5)	壬7.24	武田 玄蕃頭	縦紙	31 — 43
372	朝	憲書状	丑	5.1	"	縦紙	17.5 — 94
373	真田昌幸書状	天正	10. 6.12	恩田 加賀守	折紙	"	13.5 — 40.5
374	"	天正	10.10.28	"	"	"	14.5 — 37.5
375	"	天正	12.10.16	丸山 土佐守	"	"	14 — 38.5
376	"	天正	12. 3.11	右近 助後家	"	"	13.5 — 40.5
377	丸山土佐守書状			7.26	恩田 伊豆守	"	15.5 — 40
377	真田昌幸歌切レ					縦紙	30 — 30.5
379	真田信之書状			12.25		"	33.5 — 49.5
380	真田閑枝守書状					折紙	34 — 51
381	豊臣秀吉書状			4.19		"	29 — 48

文化課

## ○長野県教育委員会告示第7号

文化財保護条例(昭和35年長野県条例第43号)第2条の規定により、次に掲げる文化財を長野県宝又は長野県史跡に指定する。

昭和47年10月16日

長野県教育委員会

## 1 長野県宝に指定するもの

名 称	員数	所在の場所	所 有 者	
			住 所	名 称
安坂将軍塚第1号古墳出土品	1口	東筑摩郡坂井村	東筑摩郡坂井村	坂井村
劍				
直 刀				
鉢				
き さ げ				
磁 石	1箇			

## 2 長野県史跡に指定するもの

名 称	所 在 地						所 有 者	
	市 町 村 名	大 字	字	地 番	地 目	地 稲	住 所	氏名又は名称
神坂峠	下伊那郡阿智村	智里	神坂山	4,257番の 68外の内	保安林	m <sup>2</sup> 4,067	下伊那郡阿智町大字福井 1,576番地	園(農林省所管)
松尾城跡	飯田市	松尾	1,006番	山 林	95	下伊那郡阿智町大字福井 1,576番地	三ツ石 喜七	
			1,007番の1	烟	220	下伊那郡阿智町大字福井 1,576番地	三ツ石 喜七	
			1,007番の2	"	607	下伊那郡阿智町大字鼎 2,023番地	高田 彦三	
			1,007番の3	烟	561	飯田市毛賀1,388番地	木下 庄司	
			1,007番の4	"	707	飯田市毛賀746番地	小木曾 文夫	
			1,007番の5	"	54	下伊那郡阿智町大字福井 1,576番地	三ツ石 喜七	
			1,028番の1	田	153	飯田市松尾925番地	田中 俊一	
			1,029番地	"	503	"	"	
			1,031 "	烟	123	"	"	
			1,032 "	"	489	下伊那郡阿智町大字福井 1,576番地	三ツ石 喜七	
			1,033番の1	田	752	"	"	
			1,033番の2	"	946	" 1,566番地	岡島 久美	
			1,033番の3	原野	289	下伊那郡阿智町大字福井 1,576番地	三ツ石 進	
			1,034番の1	田	590	下伊那郡阿智町大字福井 1,566地地	岡島 久美	
			1,034番の3	烟	75	下伊那郡阿智町大字福井 1,566番地	"	
			1,035番	"	786	飯田市松尾1,515番地	原 清美	
			1,036番	"	409	下伊那郡阿智町大字福井 1,566番地	岡島 久美	

名 称	所 在 地						所 有 者	
	市 町 村 名	大 字	字	地 番	地 目	地 稹	住 所	氏名又は名前
				1,037番	〃	1,646	下伊那郡那町大字福井 1,576番地	三ツ石 喜七
				1,038番	田	742	飯田市松尾1,515番地	原 清美
				1,076番	烟	394	〃	〃
				1,077番	〃	1,606	下伊那郡那町大字福井 1,576番地	三ツ石 喜七
				1,078番	烟	1,609	下伊那郡那町大字福井 1,576番地	三ツ石 喜七
				1,079番	〃	176	飯田市松尾1,114番地	佐々木 正司
				1,081番	〃	2,320	〃	〃
				1,082番	〃	1,297	〃	〃
				1,084番	原 野	231	〃	〃
				1,085番	烟	338	〃	〃
				1,086番の1	〃	249	飯田市松尾658番地	田 中 清
				1,086番の3	山 林	476	〃	〃
				1,087番	烟	503	〃	〃
				1,088番	〃	265	飯田市松尾1,114番地	佐々木 正司
				1,089番	〃	566	飯田市松尾658番地	田 中 清
				1,090番	〃	301	飯田市松尾1,515番地	原 清美
				1,091番	原 野	738	下伊那郡那町大字福井 1,576番地	三ツ石 喜七
				1,092番	烟	139	下伊那郡那町大字福井 1,566番地	関島 久美
				1,093番	〃	350	〃	〃
				1,094番	〃	629	下伊那郡那町大字福井 1,576番地	三ツ石 喜七
				1,095番	〃	1,150	飯田市松尾925番地	田 中 俊一
				1,117番の2	山 林	792	下伊那郡那町大字福井 1,576番地	三ツ石 道

文 化 課

## ○長野県教育委員会告示第2号

文化財保護条例（昭和35年長野県条例第43号）第2条の規定により、次に掲げる文化財を長野県史跡又は長野県天然記念物に指定する。

昭和48年3月12日

## 長野県教育委員会

## 1 長野県史跡に指定するもの

名 称	所 在 地						所 有 者	
	都市町村名	大字	字	地 番	地 目	地 積	住 所	氏名又は名称
菅平唐沢岩陰道 跡	小県郡真田町	長	十ノ原	1,278番937	原野	449,949m <sup>2</sup> のうち実測500	小県郡真田町大字長	真田町ほか1市1町共有財産組合
土口将軍塚古墳	更 墓 市	土口	北 山	722番1	山林	1,983	長野市松代町岩野 770番地12	塚 田 薫
				723番1	〃	1,666	長野市篠ノ井横田48番地	島 明 国 司
							更埴市大字土口472番地	北 村 力
				723番2	〃	492	長野市篠ノ井横田48番地	島 明 国 司
							更埴市大字土口472番地	北 村 力
				724番1	〃	1,613	更埴市大字土口422番地	吉 村 幸 雄
				724番4	烟	158	長野市松代町岩野 767番地	松 峰 要
長野市松代町	岩野	笠	崎	2,789番1	山林	8,257	長野市松代町岩野 631番地	林 正 一
				2,792番	〃	7,636	長野市松代町岩野48番地	安 藤 忠 重
				2,793番イ	〃	3,180	長野市篠ノ井会176番地	久保田 貞 雄
				2,794番イ	〃	3,821	長野市松代町岩野 685番地	真 島 劳 定
倉科将軍塚古墳	更 墓 市	生 萱	南 山	798番1	山林	3,305	更埴市大字生萱604番地	島 田 利 明
				800番1	〃	2,320	更埴市大字生萱692番地	島 田 初 太 郎
				801番1	〃	3,583	更埴市大字雨宮329番地5	西 村 和 太 郎
				809番1	〃	2,297	更埴市大字屋代 1,785番地	柿 崎 渥
				810番イ	〃	6,509	更埴市大字生萱729番地	中 島 啓 明
	倉科	北 山	1,731番1	〃	9,983	更埴市大字倉科 1,591番地	平 林 俊 夫	
				1,737番	〃	1,547	更埴市大字倉科 1,568番地	神 戸 義 久

2 長野県天然記念物に指定するもの

名 称	所 在 地						所 有 者	
	都市町村名	大字	字	地 番	地 目	地 積	住 所	氏名又は 名称
四十八池湿原	下高井郡 山ノ内町	平穂	志賀	7,148番 31の1	山 林	222,031 の う ち実測38,058	下高井郡山ノ内町 大字平穂	財団法人下 高井郡山 内町和合会
田ノ原湿原	"	"	"	"	"	222,031 の う ち実測79,219	"	"
穴沢のタジラ化石	東筑摩郡 四賀村	取出	大平	1,236番1	原 野	2,275 の うち 実測50	東筑摩郡四賀村 大字会田1,001番地	四 賀 村
戸隠神社奥社社叢	上水内郡 戸隠村	戸隠奥社		3,689番 2号	境内地	254,301	上水内郡戸隠村 大字戸隠3,505番地	戸隠神社
				3,690番	"	255,669	"	"

文化課

○長野県教育委員会告示第5号

文化財保護条例(昭和35年長野県条例第43号)第2条の規定により、次に掲げる文化財を長野県宝又は長野県天然記念物に指定する。

昭和48年9月13日

長野県教育委員会

1 長野県宝に指定するもの

名 称	員数	所 在 の 場 所	所 有 者	
			住 所	氏名又は 名称
木造大観音頭像	1 枠	上伊那郡飯島町大字 本郷字寺平1,724番地	上伊那郡飯島町大字 本郷字寺平1,724番	西岸寺
木造日光菩薩立像 木造月光菩薩立像 (薬師如来脇侍) 日光菩薩像内に、日光菩 薩元徳四年二月二日始之。 月光菩薩正慶元年八月廿 日始之。仏師善光寺住妙 海の銘がある。	2 枠	東筑摩郡麻績村日 2,120番地	東筑摩郡麻績村日 2,120番地	福満寺
木造日光菩薩立像 木造月光菩薩立像 日光菩薩像及び月光菩薩 像内に、元亨三年十月二 日造立仏師善光寺妙海生 年三十四の銘がある。	2 枠	東筑摩郡朝日村大字 西洗馬976番地	東筑摩郡朝日村大字 西洗馬976番地	光輪寺

2 長野県天然記念物に指定するもの

名 称	所 在 地						所 有 者	
	郡市町村名	大 字	字	地番	地目	地 積	住 所	氏名又は名 称
下北尾のオハツ キイチヨウ	上水内郡小川村	瀬 戸 川	西上平	3270番 4	墓地	39m <sup>2</sup>	上水内郡小川村大字 瀬戸川3,272番地	北沢 忠志
塚本のビャクシ ン	長 野 市	若穂川田塚	本	1109番 地の2	宅地	20m <sup>2</sup>	長野市若穂川田 1,108番地	北島 政雄
毛無山の球状花 こう岩	下伊那郡喬木村		沢 山	9115 / 7	山林	261474m <sup>2</sup> のうち90m <sup>2</sup>		喬 木 村

文 化 課

○長野県教育委員会告示第6号

文化財保護条例（昭和25年長野県条例第43号）第2条の規定により、次に掲げる文化財を長野県宝又は長野県天然記念物に指定する。

昭和50年11月4日

長野県教育委員会

1 長野県宝に指定するもの

名 称	員 数	所 在 の 場 所	所有者住所氏名
林家住宅 付 （文庫蔵）木造平屋建、切妻造、 瓦葺 （専門）一間一戸薬医門、切妻造、 瓦葺 （専門左右袖翼）木造、両流造、 瓦葺 （高櫓）木造、両流造、瓦葺 （源氏櫓）木造、両流造、板葺 （板櫓）木造、両流造、板葺	7棟	木曾郡南木曽町吾妻字町 並2,187番地の1	木曾郡上松町銀町3丁目 15番地 林 文二

文 化 課

**長野県指定文化財調査報告 第八集**

---

刊行年月日 昭和52年3月31日

編集者 長野県教育委員会

刊行者 社団法人長野県文化財保護協会

印刷所 信毎書籍印刷株式会社

---

印刷部数 500部

